

平成 23 年第 3 回多賀城市議会定例会会議録（第 6 号）

平成 23 年 10 月 14 日（金曜日）

◎出席議員（18 名）

議長 板橋 恵一

1 番 柳原 清 議員

2 番 戸津川 晴美 議員

3 番 江口 正夫 議員

4 番 深谷 晃祐 議員

5 番 伏谷 修一 議員

6 番 米澤 まき子 議員

7 番 金野 次男 議員

8 番 藤原 益栄 議員

9 番 佐藤 恵子 議員

10 番 森 長一郎 議員

11 番 松村 敬子 議員

12 番 阿部 正幸 議員

13 番 根本 朝栄 議員

14 番 雨森 修一 議員

15 番 吉田 瑞生 議員

16 番 昌浦 泰己 議員

17 番 竹谷 英昭 議員

◎欠席議員（なし）

◎説明のため出席した者の職氏名

市長 菊地 健次郎

副市長(兼)総務部長(兼)総務部次長 鈴木 明広

監査委員 菅野 昌治

市長公室長(兼)会計管理者(兼)会計課長 菅野 昌彦

総務課長 竹谷 敏和

市民経済部長 永澤 雄一

保健福祉部長 内海 啓二

建設部長 佐藤 昇市

市民経済部理事(兼)市民経済部次長(兼)生活環境課長 伊藤 一雄

保健福祉部理事(兼)保健福祉部次長(兼)社会福祉課長 紺野 哲哉

建設部次長(兼)都市計画課長(兼)多賀城駅周辺整備課長 鈴木 裕

市長公室震災復興推進局長 鈴木 学

市長公室参事(兼)市長公室長補佐(行政経営担当) 木村 修

教育委員会教育長 菊地 昭吾

教育委員会事務局副教育長(兼)教育総務課長 鈴木 健太郎

水道事業管理者 佐藤 敏夫

上水道部次長(兼)工務課長 櫻井 友巳

市長公室長補佐(財政経営担当) 萱場 賢一

◎事務局出席職員職氏名

事務局長 伊藤 敏明

参事(兼)局長補佐 吉田 真美

主幹 櫻井 道子

---

午前 10 時 00 分 開議

○議長(板橋恵一)

おはようございます。

本会議 6 日目でございます。本日も慎重審議の方、よろしく願いいたします。

これより本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元に配付いたしました議事日程第 6 号のとおりであります。

---

日程第 1 会議録署名議員の指名

○議長(板橋恵一)

日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 99 条の規定により、議長において阿部正幸議員及び根本朝栄議員を指名いたします。

---

日程第 2 一般質問

○議長(板橋恵一)

日程第 2、一般質問を行います。

質問の通告がありますので、順次、発言を許します。

13 番根本朝栄議員の登壇を許します。

(13 番 根本朝栄議員登壇)

○13 番（根本朝栄議員）

私の質問は通告どおり次の 4 点でございます。

まず初めに、災害公営住宅についてお伺いいたします。

このたびの東日本大震災発生から 7 カ月を迎えておりますが、本市においては仮設住宅が 6 カ所に 373 戸整備され、被災者の皆様は生活の再建へ向けスタートを切ったところでございます。

公明党市議団では、仮設住宅に入居する方々の住環境に対する実態を把握するため、アンケート調査を実施いたしました。その中で、2 年間以上の入居を希望しますかとの問いには、実に 73%の方が「はい」と回答しており、また、心配なことは何ですかとの複数回答の問いには、「仮設後の入居」と「仮設にいつまで入居できるのか」の二つ合わせた回答が 40%にも上っております。アンケートをお願いしているときの対話の中でも、「県営、市営住宅に優先して入居したい」、「被災者用の市営住宅を建設してほしい」などの切実な声が寄せられたのであります。

仮設住宅は原則 2 年間の入居となっておりますが、このアンケートの結果、2 年後の行き先についてとても不安に思っていることが浮き彫りとなり、災害公営住宅の建設は待ったなしの状況となっております。

災害公営住宅は、公営住宅法が根拠法となっており、現行法では建設戸数は災害査定で確定した全壊戸数の 2 分の 1 が上限となっております。また、入居期間が 3 年、収入基準が月収 15 万 8,000 円であります。最近の新聞報道によりますと、国は入居時の収入基準を特例で 10 年間撤廃することや月収 10 万 4,000 円以下の低所得者に対して自治体が家賃を減免する場合は国が財政支援を行い、家賃を月額 1 万円未満に抑えられるよう調整していると報道されています。国においては、現行法の弾力的な運用や基準を緩和するなど、被災者の立場に立った現実的な支援を望むものであります。

当局においては、災害公営住宅のニーズを把握するとともに、必要戸数の把握を行い、建設用地の確保並びに建設手法についても、山王市営住宅の建てかえを参考に民間の資本を活用した借り上げ住宅及び買い取り住宅も視野に入れ、十分なる検討を早期にお願いするものであります。

災害公営住宅については、本年 8 月に公明党市議団で菊地市長に対しアンケートの概要と要望書を手渡したところであります。公営住宅の建設について、市長はどのようにお考えか見解をお伺いいたします。

次に、100 円循環バスの運行についてであります。私の質問の趣旨は、西部地区及び仮設住宅へ入居されている方への移動手段の確保は喫緊の課題であり、市役所、スーパー、病院等、生活に関連する施設を経由し、塩竈市のしおナビや七ヶ浜町のぐるりんことも連携を図りながら、市内一円を運行する 100 円循環バスの早期導入を求める質問でございます。

西部地区のバス運行のあり方については、これまで平成10年第4回定例会を皮切りに平成12年第1回定例会、平成18年第3回定例会、平成19年第1回定例会の一般質問及び予算、決算等で質問し、推進してまいりました。平成19年12月からは北日本学院の御協力を得て、無料のお出かけバス万葉号がスタートいたしました。

しかし、このたびの大震災で被災し、運行ができなくなり現在に至っておりますが、このたびの補正予算で西部地区を循環するバスの導入が決定し、住民の皆様の足が確保されることとなりました。試験的に12月1日から運行がスタートする予定ですが、市役所、スーパー、仮設住宅などの生活に関連する施設を経由するなど、評価できる内容となっております。また、今後はしおナビやぐるりんことも連携し、市内一円に運行できるよう検討するとの説明もございました。

したがって、私の質問に対する回答はもう既に出されていると考えますので、答弁は不要とさせていただきます。答弁したいときはしても結構です。

次に、高齢者福祉についてお伺いいたします。

本市には、高齢者の憩いの場としてシルバーヘルスプラザがあります。この施設には、入浴設備はもちろんのこと、自分なりに体を鍛える機能訓練室、歌の大好きな方へのカラオケ設備、そして囲碁や将棋も楽しめる娛樂室などが整備されており、高齢者の皆様に大変好評の施設となっております。このような施設はほかにはなく、登録されている方の中には毎日通っている人も数多くおり、高齢者の介護予防や生きがいづくりに大いに貢献されております。

しかしながら、現在の場所は、中央地区及び東部地区の方には比較的近いわけですが、西部地区からは甚だ遠く、利用者が少ない状況であります。新田地区の老人クラブの会合の折、シルバーヘルスプラザについて話をさせていただきましたが、その存在すら知らない人が多くいたのであります。また、西部地区に同様の施設があれば利用しますかとの呼びかけには、ほとんどの方が「利用したい」と答えておりました。

超高齢化社会を迎えた今日において一番大事なことは、高齢者の方が元気で長生きをすること、そして健康寿命を延ばすことであり、ここに焦点を当てた施策の展開が何よりも重要であります。

また、高齢者の福祉施策は、一方に偏らず市内均衡に展開しなければなりません。したがって、高齢者の福祉増進と均衡ある施策の展開という観点から、西部地区にもシルバーヘルスプラザの設置が必要と認識するものであります。

この問題については、阿部五一前議員も取り組んでいた経緯があり、西部地区の高齢者の皆様の願いでもあります。西部地区へシルバーヘルスプラザの設置について早期に検討すべきと考えますが、市長の見解を伺います。

最後に、信号機の設置についてお伺いいたします。

史跡連絡線と県道泉塩釜線が交差する浮島地区内のT字路交差点は、接触事故が頻繁に発生する大変危険な箇所となっております。そのため浮島地区の住民の皆様から安全確保のため信号機の早期設置について多くの要望をいただいております。

この問題については、以前の委員会でも取り上げた経緯がございます。そのときは、信号機が近いこと、交差点前西側に道路があること等の理由でなかなか塩釜警察署が首を縦に振らないとの答弁でございました。確かに団地へ入る信号機と玉川岩切線の開通に伴い設置された信号機が近くにありますが、連動式にすることによりスムーズな走行が可能とな

り、西側の道路についても、とまれの標識を設置して安全走行できるよう配慮すれば問題はないと考えます。何よりも地域住民の安全を優先しなければなりません。市長もこの危険な箇所については十分に認識していることと思います。信号機の早期設置へ向け、強力に関係機関に働きかけていただきたいと思います。市長の理解ある答弁を求め、私の質問を終わります。

○議長（板橋恵一）

市長の答弁を求めます。市長。

（市長 菊地健次郎登壇）

○市長（菊地健次郎）

根本議員の御質問にお答え申し上げます。

まず1点目の災害復興公営住宅についてでございますが、今回策定した震災復興計画の骨子では、居住の確保を重点課題の一つとして掲げており、仮設住宅や民間借り上げ住宅などにお住まいの全壊の被災者を対象として災害公営住宅の整備を進めていく方針を示しております。

今後は、災害公営住宅の整備手法や整備戸数等に関して、国・県等と調整を図りながら具体的に進めていくための計画調整等を行っておりますので、整備手法や整備戸数等につきましては、もうしばらくお待ち願いたいと思います。

次に、2点目でございますけれども、答弁は不要とのことでございますが、柳原議員の関係もでございますので、一応答弁させていただきます。と思います。

100円バスの運行についてでございますが、補正予算の審議においても御説明しましたとおり、現在バス交通の空白地帯となっております西部地区につきましては、本年12月1日から無料で、平成24年度からは100円の有料で循環バスの試験運行を行いながら、利用状況や収支率等を把握し、その後の路線のあり方を検討してまいりたいと思います。

また、市内一円を運行し近隣市町との連携するバスにつきましては、既存路線との調整も必要でありますので、まずはバス利用についての需要調査や地域の方との話し合いを行いながら、バス交通のあり方を調査検討していく予定としております。

なお、バス料金につきましては、バス利用の継続性を考え、収支率なども勘案した上で利用しやすい料金体系を検討してまいりたいと考えておりますので、御理解をお願いしたいと思います。

3点目の高齢者福祉についてでございますが、西部地区へのシルバーヘルスプラザ設置の件につきましては、ほかの議員からもこれまで一般質問等において何度か御質問をいただいております。

根本議員がおっしゃったように、昨年第3回の定例会におきまして、所信表明に対する阿部五一前議員の御質問に対しまして御回答申し上げましたとおり、今後の考え方としましては、高齢者の方々だけを対象とした施設ではなくて、高齢者を含めた幅広い年齢層の方々気軽に利用でき、交流を深めながら地域におけるさらなるコミュニティーづくりに資することのできる施設のあり方というものを地域の皆様方と意見交換しながら模索したいと思っております。

しかしながら、今は災害からの復旧・復興事業を最優先としなければならない状況でございますので、御理解いただきたいと思っております。

最後の信号機の設置についてでございますが、御質問の箇所は平成 21 年 7 月に都市計画道路玉川岩切線の開通に伴い通行車両もふえ、同交差点付近ではしばしば交通事故が発生している状況でございます。

本市では、以前から要望箇所の信号機の設置を塩釜警察署に働きかけており、最上位の優先順位で県の公安委員会に要望しているとの回答をいただいておりますが、まだ信号機の設置には至っておりません。

また、同交差点までの都市計画道路玉川岩切線の延伸を宮城県に要望しておりますが、現時点で延伸の見通しがいいことも踏まえながら、信号機の早期設置に向けて引き続き強く要望してまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（板橋恵一）

13 番根本朝栄議員。

○13 番（根本朝栄議員）

まず、仮設住宅に入っている皆さんのための災害公営住宅に関しては、私の質問の趣旨に沿うような形で答弁をいただいたと思っております。復興計画の中にきちっと入れて整備する方向で検討、計画調整しているということでございますから、早期にその必要戸数とかを把握しながら適切な対応をしていただければとこのように思います。

2 番目の 100 円循環バスなんですが、これは補正予算で決定をいたしました。この問題については、以前から西部の皆さんから、あるいは仮設住宅に入っている人から本当に足りないということで声があったので、これに対応していち早く 100 円バスを導入していただいたことに関しては、市長の英断に評価をさせていただきたいと思っております。今後はしっかりと試験運行をやりながら、市内全体に、やはり西部は 100 円だけれども東部は今までの従来の既存路線だということになると今度東部の皆さんの批判というのも当然出てまいりますから、あと塩竈市や七ヶ浜町のバスもあって、それとも連携を図りながら市内全域を走れるような態勢をいち早く御検討いただければと思います。

3 番目の高齢者福祉に関しては、今市長がおっしゃったように、今後は高齢者の方だけではなく幅広い年齢層の方が使用できるようなコミュニティーの場としていきたいと、そういう地域の皆さんの意見も聞きながら進めていきたいという答弁でございました。西部地区は今回の被災で家屋の被害が物すごく甚大なんです。西部の地区の皆さんも本当に大変な状況にもあります。もちろん津波が上がった皆さんも大変ですけども、家屋の被害も相当数ありまして被害をこうむっております。そういう中で、やはり市全体の復興計画を間もなくつくろうとしていますけれども、西部地区のまちづくりを今後どうするのかという大きな課題もあるわけです。そういう意味では、きちっと復興計画の中にも西部はどのようなまちづくりを今後やっていくのかと、復興・復旧を兼ねてです。そういうこともきちっと視点に入れてまちづくりをしていただければありがたいと思っております。そういう中の一環としてこういうお年寄りの皆さんに何といたっても元気で長生きをしてもらおうと。そしてまた、医療費抑制、介護予防と、こういったもののためにどんどんそういう場所に出てきてもらって、そして生きがいをつくってもらおうということが大きな健康増進のもとになるわけでございますから、その辺も含めてしっかりと御検討をお願いしたいと思います。ここだけ再度答弁お願いします。

それから、信号機の設置については、強力に今後も働きかけていきたいと。そしてまた、警察署の方でも最上位の優先順位で公安委員会の方に言っているということでございますから、しっかりとその辺もなお一層進めていただければと思います。

じゃ、4点目の高齢者福祉、西部のまちづくりと絡めてどういう方向性で進めようとしているのか、1点お願いします。

○議長（板橋恵一）

市長。

○市長（菊地健次郎）

西部のまちづくりに関しましては、根本議員がお住まいになっている例えば新田地区とかでも小さい集会所しかないということで、そういうことが以前から言われているわけですね。また、高橋地区においても同様のことでございます。どうも多賀城の場合だと、西部じゃなくて東部の方にばかりそういう施設があり過ぎるんじゃないかということが言われたわけでございますけれども、やっぱり土地の利用をどうするか。いろいろと公で持っている土地もありますし、その辺のことを総体的に絡めながら西部の方々今後の土地利用、またシルバーヘルスプラザなんかもシルバーの方々だけでなく若年層も一緒になって活動できるような拠点みたいなものもやっぱり構想すべきじゃないかということで、じっくりとその辺考えながら将来構想を練っていきたいということで、そんなに遠くない時期にこれはつくらざるを得ないかなというふうに思っております。ただ、今、震災ということで、ここ一、二年はそちらの方に傾注せざるを得ないという事情もぜひ御理解いただきたいと思っております。以上です。

○議長（板橋恵一）

いいですか。（「ないです」の声あり）

1 番柳原清議員。

（1 番 柳原 清議員登壇）

○1 番（柳原 清議員）

私の質問は、通告どおり3問です。

第1問は、市内循環バスについてであります。

市内の仮設住宅と市役所、病院や商店街を結ぶ公共交通の確保が切実な問題となる中、今定例会の補正予算特別委員会で市当局から西部循環バスを12月から試験運行したいと説明がございました。城南、山王、高橋の仮設住宅を通り西部地区をぐるっと一周する西部循環バスの実現は、仮設住宅にお住まいの方だけではなく西部地区住民の大きな願いでありました。

この施策には、地域公共交通確保維持改善事業補助金が使われております。実は、この助成制度は今年度から始まりましたが、東日本大震災を機に使いにくいと国会で議論になり、被災地の実態に即したものに改善が図られたものであります。補助の上限が2,000万円から3,500万円に拡大され、無料運行にも補助が出るようになり、バスの車両購入費も補助の対象になります。市の財政負担なしに3年間使うことができます。

本市においては、3月11日の大震災で北日本自動車学校が被災をし、西部地区を走っていたおでかけバス万葉号が廃止となり、西部地区にはバスがない状態となっております。また、8月17日には、多賀城に循環バスを走らせる市民の会が結成をされまして、市内全域に循環バスを走らせる署名活動も始まっております。復興のために循環バスを走らせてほしいという声は、西部地区のみならず津波で被害を受けた八幡、桜木、大代地区の方からも「商店が津波被害を受け買い物をする場所がない」「バス停が遠くて不便だ」「市役所、文化センター、市民プール、図書館を通る東部循環バスも必要だ」、こういう声が寄せられております。現在、全くバスが走っていない西部地区に循環バスを走らせるのは当然ですが、西部地区だけでなく市内全域に循環バスを走らせてほしい、この声が大きくなっております。地域公共交通確保維持改善事業補助金は、西部地区だけではなく東部地区にも当然適用されるものです。この補助金も活用して大代、桜木、八幡、伝上山などを通る東部循環線もぜひ運行していただき、市内全域の循環バス運行を求めるものであります。ぜひ御検討をお願いいたします。

第2問は、仮設住宅の環境改善についてであります。

仮設住宅の入居者からさまざまな環境改善の要望が出されております。厚労省では、先月、応急仮設住宅の居住環境に関するアンケートを行い、結果をまとめました。このアンケートを見ますと、玄関に関する項目では、「玄関をあけると雨風が入り込むので玄関を覆ってほしい」「狭くて靴や下駄箱が置けない」などの要望が、また居室に関しては、「畳を敷いてほしい」「仕切りがアコーディオンカーテンで冬の寒さが大変」「音がうるさい」など、また浴室に関しては「追いき機能が欲しい」「浴室、洗い場が狭い」「換気が悪い」「湯船の位置が高くて高齢者や障害者にとって不便」など、その他窓や通路、設備に関して改善を求める声が寄せられております。

厚労省では、冬に向けた寒さ対策を急ぐよう9月28日付で県に通達を出しております。この通達では、断熱材の追加、窓の二重サッシ化、畳の後づけなど、相当の経費がかかるものでも災害救助法による国庫負担の対象になると述べた上で、依然として対策が不十分だとし、本格的な冬を迎える前に早急な取り組みを進めるよう県の担当者に通達しております。

そこで、本市の仮設住宅へも以下の改善をするようお願いいたします。

玄関に雨風が吹き込まないように風除室の設置、通路の舗装、室内のバリアフリー化、バス・トイレの介護対応、おふろへの追いき機能の追加、室内への畳の設置、壁・床下への断熱材の追加、そして民間借り上げ仮設住宅を含む仮設住宅への暖房器具の設置など、早急な改善を求めるものであります。

また、ひとり暮らしのお年寄りが急病になった場合、気づかずに手おくれになることがないように、部屋でスイッチを押せば通路に設置したパトライトが点灯して周囲の人が気づくという簡単な非常通報装置を設置してはいかがでしょうか。回答をお願いいたします。

最後に、新田地区の中野堀の改善についてお聞きいたします。

新田地区の西側を流れる中野堀は、以前は魚が泳ぐきれいな堀で、仙台市の中野地区の田畑を潤す用水路として活用されておりました。現在は、震災のため中野堀が壊れ、水が流れず、魚もいなくなり、草が伸びて環境悪化が進んでおります。そして、堀のわきを通っている市道新田線は、交通量が多く、幅が狭く歩道がないため、歩行者の通行が大変危険な状態となっております。また、待避所をつくる場所がなくて横断歩道も設置をできません。子供たちの交通事故もしばしば発生しております。下流の仙台市では宅地化が進み、農業用水路としての利用はほとんどないと聞いております。したがって、堀の幅は今

より狭くても差し支えないと考えられます。この際、堀にふたをして、わきを通っている市道新田線を拡幅し歩道を整備するべきだと考えますが、いかがでしょうか。

回答をお願いいたしまして、1回目の質問といたします。

○議長（板橋恵一）

市長の答弁を求めます。市長。

（市長 菊地健次郎登壇）

○市長（菊地健次郎）

柳原議員の御質問にお答え申し上げます。

まず、第1点目の循環バスの実現についてでございますが、補正予算の審議や先ほどの根本議員の一般質問でお答えしましたとおり、西部地区については、地域公共交通確保維持改善事業費補助金を活用しながら、平成25年度までバスの試験運行を行ってまいります。

また、市内全域の循環バスについては、既存路線との調整も必要でありますので、バス利用についての需要調査や地域の方々との話し合いを行いながら、バス交通のあり方を検討していく予定としておりますので、ぜひ御理解をお願いいたします。

次に、2点目の仮設住宅の環境改善についてでございますが、仮設住宅建設は宮城県の事業でございます。施設設備は国の標準仕様に基づいてやっております。建設後の環境改善に当たっては、国からの災害救助法の弾力的運用に係る通知を踏まえ、必要に応じて宮城県との協議を行い、玄関先の雨よけ設置、身体障害者用スロープの設置、駐車場整備及び敷地内除草を初め、居住者の要望に対応してまいりました。

御質問の件については、10月5日付の河北新報にて報道があったように、仮設住宅内歩行者通路のバリアフリー化のための簡易舗装、次に二重サッシを含む外壁断熱工事、そのほかに玄関先の風除室の設置、それとトイレの暖房便座化、それと最後に雨どい設置及び雨水排水工事について、宮城県事業として県内全域の仮設住宅を対象に実施することになりました。

また、室内のバリアフリー化及びバス・トイレの介護対応化については、介護保険制度の活用も考慮しながら、居住者宅の状況を確認し、個別相談に応じることで対応したいと思っております。

なお、ふろの追いだき機能については、多賀城市のみならず宮城県全体の応急仮設住宅で機能がついておらず、宮城県に改善を要望いたしましたが、追いだき機能は国の標準仕様に含まれていないため、地域の実情を国に伝えるとの回答でございました。今後いろいろな場面で宮城県に改善要望を行ってまいりますので、よろしくお願いいたします。

室内への畳設置については、改めて居住者の要望等を確認したいと思っております。

暖房器具については、現在、石油ファンヒーターの提供を市ホームページにより全国に呼びかけており、提供があった場合には仮設住宅への設置を初め、市役所北側の自転車置き場にて実施している週1回の支援物資配布において被災者に配布したいと思っております。

最後に、急病時の非常通報装置設置についてでございますが、従来の緊急通報システム設置要件を満たす方には既に設置しており、さらに管理を委託している事業者、社員による毎日の安否の確認、市保健師の巡回訪問などで見守りしていることを踏まえまして、個別相談に応じることで対応したいと思っております。

最後に、新田地区の中野堀の改善についてでございますが、この農業用水路を管理している高砂水利組合に確認しましたところ、福室地区の約6ヘクタールで現在も水稻を耕作しており、今後も継続する考えのようでございます。また、来年の田植え時期までに中野堀を修繕するよう仙台市に求めているとのことございましたので、当分は宅地化する予定はないものと思われまます。

さて、堀にふたをして暗渠にしてわきを通っている市道を拡幅し歩道を整備すべきとのことでございますが、本市の下水道計画では、新田雨水幹線及び枝線として市道新田線と並行区間を流水断面の幅が0.9メートルから2.1メートルの範囲で整備することとしているものの、高橋雨水幹線や八幡雨水幹線、宮内雨水幹線等、浸水が多発する地域を優先した整備を進めていることから、早期実施は困難であると考えております。しかしながら、市道新田線は自動車交通量も多く、柳原議員と同様に交通安全上からも歩道としての機能確保は必要だと認識しておりますので、高砂水利組合での今後の作付状況を注視しながら整備時期を検討してまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（板橋恵一）

1 番柳原清議員。

○1 番（柳原 清議員）

まず、第1点の市内全域の循環バスについてであります。西部線が今度試験運行が始まる。今度100円バスが実現するというので、先ほど根本議員からも質問がありましたように、東部と西部で、何で西部が100円で東部は100円バスがないんだと、不公平だというそういう声が出てくるのが当然予想されます。また、現在バス路線がたくさんありますけれども、実際、地域の方の声を聞きますと、お年寄りの方はバス停まで行くのが本当に大変だと、そういった声やあと今路線を走っているのは大型バスがほとんどだと思うのですけれども、そういう大型バスではなくてマイクロバスのようなものでもっと小さい通路にも入ってきてほしいと、それで細かく回って市の公共施設なんかを通ってほしいと、そういう要望がやはり東部の方からも出されております。

それから、今のバスは七ヶ浜や塩竈から多賀城駅や市役所方面に通っているのですが、そういう路線以外にも東部地区・市内だけをぐるぐる循環するようなそういう循環線、そういうのが欲しいという要望がやはり東部の方からも出されておりますので、検討した結果、やはり東部線は要らないんじゃないかということにならないよう、ぜひ検討をお願いしたいと思います。

次の仮設住宅の環境改善についてでありますけれども、畳の件なんです。個人で今畳を購入して敷いている方もいらっしゃいます。そして、畳がないと、床下に断熱材が入っていませんので、大変冷えて風邪を引いて困ったという意見もたくさん寄せられておりますので、ぜひこの畳のことは実現をしていただきたいと思っておりますし、あと暖房器具ですけれども、先ほどの答えではファンヒーターの提供されるのを待っているというようなお答えだったと思っておりますが、そういう提供されるのを待っているのではなくて、例えば冬がもう

間もなくやってまいりますので、それに間に合うようにぜひ市でももし間に合わないのであれば例えば市で購入してでも提供するというようなそういう姿勢が必要だと思います。

最後の中野堀の改善についてですが、これは市長の方も歩道の必要性は十分認識されているということですので、引き続き水利組合の方とも話し合いを行って、ぜひこれは計画的に実現していただきたいと思います。中野堀に関しては答弁は要りません。

さきの2点についてもう一度お願いいたします。

○議長（板橋恵一）

市長。

○市長（菊地健次郎）

循環バスの件、今回西部の方を走らせることにしたわけですけれども、その辺のことは当然試験運行してみてもからということで、東部の方との整合性を図りながらやらざるを得ないだろうなというふうに思っております。その辺の様子を見てということにしていきたいというふうに思います。ただ、東部の方でそれだけの要望があるというのは、私も東部に住んでいますけれども、聞いたことはそんなにないんですけれども、ちょっとクエスチョンだなというふうには思っております。

それから、ファンヒーターの件ですけれども、先ほども申し上げましたように、ホームページではそういうふうなことを掲載しておりますけれども、何か三重県の方からも今ファンヒーター提供しますという返事もあったやに聞いておりますので、その辺冬が間近なことは確かでございますから、できるだけ暖まっていただくように努めたいというふうに思っております。以上です。

○議長（板橋恵一）

1 番柳原清議員。

○1 番（柳原 清議員）

今、循環バスで東部の方からそれほど要望があるとは聞いていないということでしたが、今循環バスの署名活動も始まっておりまして、東部の方からそういう要望たくさん出ておりますので、今度ぜひ住民の方からも市長の方に要望を上げていただくようになると思いますので、そのときはよろしく検討お願いいたします。

また、ファンヒーターも県の方で提供を考えているということでしたが、まだいつの時期になるかというのはまだはっきりしていないので、市の方からも県の方に強く要望してなるべく早く設置していただけるようお願いいたします。

答弁はいいです。

○議長（板橋恵一）

よろしいですか。（「はい」の声あり）

14 番雨森修一議員の登壇を許します。

（14 番 雨森修一議員登壇）

○14 番（雨森修一議員）

おはようございます。

私の質問は2点であります。よろしく願いいたします。

第1点の質問は、再度おなじみの駅前交番についてであります。

JR仙石線多賀城駅6万市民の悲願であります駅前交番の問題でございまして、本年10月市議会議員として5期目を賜りました初の議会であります。初心に返り質問させていただきます。

平成23年2月25日、第1回多賀城市議会定例会一般質問をいたしまして、市長より回答をいただいております。その中で、県警本部の方では、多賀城中学校の横にあります現交番多賀城交番の耐用年数、鉄筋コンクリートですから50年というふうに考えているんでしょうけれども、まだ十数年あるといったことが交番の実現化の足かせになっている、その理由の一つになっているように思われます。駅を中心とした安心・安全のまちづくり、6万市民の願いは届かないのか。多賀城駅は乗降客年間約90万人。本市が今後さらなる発展する核となる多賀城駅でございまして、市長の心構えを伺います。

市長も20年前ですかね、上杉鷹山ということを議員の2期のときに質問、名前出ておりました。覚えております。上杉鷹山いわく「なせばなる」と。よろしく願いいたします。

第2点でございまして。

多賀城北側市道留ヶ谷線中央2丁目9及び10番地にまたがる複雑な交差点であります。小学生児童が登下校の折に大変危険な場所であり、一般市民にとっても非常に危険な場所でもあります。信号機を設置し、安心・安全なまちづくりに邁進していただきたいと考えております。前々、質問者もきょうは信号機の設置ということで出ておりますが、やはり市道の管理者は市でございまして、市長であります。危険な場所を提供しているということは管理者の責任でございまして、その辺をよく踏まえてまちづくりをしていただきたいとそのように考えます。

10月3日、県警本部交通規制課担当次長にお会いいたしまして、県警本部の方で交差点と信号機の関係について話し合っていました。現在、東日本大震災において県内で数百カ所の信号機が壊れるといますか不能になっており、早急に対応していかなくてはならないというふうに担当の次長は申しておりました。

ですから、信号機というものは、この場所も第2段階におきまして、まず交差点の危険度をいかに解消するか、そういったものについて今月中に県警の方の回答を得たい、そのようにきのうも電話で確認いたしました。11月の初めには回答を出すということでございまして、信号機は別に置きまして、あと交差点が非常に複雑化している。これは県の方でも十分認識しておりますということでございまして、所轄の方から朝通学時にその現場に立ちまして、そしてどういう面において車が通行する際に非常に標識が見にくい、わかりにくいというような問題を分析するというふうに回答もございました。踏まえまして今後の取り組みについて市長のお考えをお伺いします。

以上で終わります。

○議長（板橋恵一）

市長の答弁を求めます。市長。

（市長 菊地健次郎登壇）

○市長（菊地健次郎）

雨森議員の御質問にお答え申し上げます。

まず、1点目の駅前交番についてでございますが、議員からはたびたび同様の御質問をいただき、御回答申し上げているところでございます。

その後の進捗状況につきましては、仙石線多賀城地区連続立体交差事業に伴う高架下利用でJR東日本との協議において警察官立ち寄り所としてのスペースが確保されたところでございます。

しかし、取りつけ道路やインフラ整備においてまだ不透明な点があることから、今後も協議を重ねていかなければならない状況ですが、交番の誘致を視野に入れ整備するよう考えてまいりたいと思います。

なお、交番設置に向けての要望につきましては、塩釜地区広域行政連絡協議会を通じて今年度も宮城県警察本部に要望をしているところでございます。今後もこれまでと同様に関係機関と協議をしながら、多賀城駅前交番の設置について推進してまいりたいと考えております。

次に、多賀城駅北側市道留ヶ谷線への信号機設置についてでございますが、宮城県警察本部に要望したところ、多賀城駅周辺土地区画整理事業が完了していない状況や整備された後の通行車両の状況がわからないことから、現在のところ設置は考えていないとの回答を受けております。

本市では、多賀城地区連続立体交差事業の下り線の高架後、現在の留ヶ谷踏切及び要望箇所の交差点周辺の整備を実施する予定ですので、整備後の道路状況及び通行車両の状況を踏まえて所轄の塩釜警察署に協議したいと考えております。

なお、雨森議員御指摘のように、当該交差点は朝夕の交通量が非常に多いところでございますので、児童・生徒の登下校時の安全確保のため優先的に交通安全指導隊員を配置し、街頭指導を行っております。

以上でございます。

○議長（板橋恵一）

14 番雨森修一議員。

○14 番（雨森修一議員）

ありがとうございます。

それで、まず交番の件ですが、私も平成3年に議員に当選させていただきまして、平成4年ごろからですか、元伊藤市長のときにやはり交番の件、我々の大先輩であります議員の方々の願いでもありました。八幡の議員の方々も地域の署名活動をされて、それでとにかく交番を何とかしてくれというお言葉を引き継ぎまして、続いて私の方も訴え続けてまいったわけでありましてけれども、もろもろの県側にも考えもございまして、いずれにしても53年前には多賀城の北側に交番があったのですよね。それを53年前に現在地点に移してしまっただけです。そのときの53年前の人口といいますと1万6,000人ぐらいでございまして、現在はもう6万を超えております。ですから、私が考えるのに、耐久性といいますか、まだ50年のものが15年残っているから移動できないと、これは問題が違うんですね。あくまでも多賀城駅前を中心とした多賀城市民のための安全・安心のまちづくりであ

るといふことで、耐久性があると、それはもう問題、まことにもって県の方の言いわけにすぎないというように私は考えております。それを担当次長にも……、これは交番は別ですね。地域部の地域課長ですか。この方に、これは県警は別なんですか。ただ担当課が違うものですからね。その方にもお会いして30分ぐらいしっかりと話してまいりましたが、非常にメモして一生懸命聞いてくれました。そういうわけでありまして、今市長がお答えになったとおり、そういう事情も私も十分に認識しておりますし、県の方からも聞いております。

しかし、やはり継続していかないと途中で切れてしまったり、声が小さくなってしまったりどうしても後回しになってしまうというような感じがするものですから、やはり20年間近く私も言い続けてまいりました。

それから、第2点でございますけれども、複雑な交差点、県の方も「ああ、あの複雑な交差点ですか」といふふうに、もう複雑な交差点というふうに県の方でも認識しております。この大震災で数百カ所信号機が壊れたり不能になっているということで、まず早急に云々ということとは、この信号機をつけるということは非常に難しいなということも私も認識してまいりましたが、現在この高崎線、この横を走っています道路が速度が30キロなんです。30キロ、速度制限が。ですから、その高崎線と留ヶ谷線の交差点を曲がって多賀城駅まで速度を30キロにすると、継続してですね、そういうことを私県に話してきました。

まず、速度制限しようと、そういうことで県の方にも話しまして、それを踏まえて今月中にいろいろと調査してみたいという回答もいただいております。ですから、信号機はまず当分はちょっと無理だと。まず速度制限。一度規制かけてしまったら元に戻すことができないんですよ、なかなか。ですから、やはり県の方も管理者は多賀城市ですよという話もくどくしておりました。事故が起きてからでは遅いです。そしてまた、生協という市民生活にとって買い物の場がございますので、非常にあの道路は利用度も多くて、道がよくなって生活環境はいいんですけれども、逆に今度危険度が深まったと。スピードアップしています。ですから、そういうことも踏まえて市の方もスピードの速度制限についても地元塩釜警察署の方にもお願いしたいと。県の方からも塩釜所轄にそんなような指導をしていくという話をいただいております。そういったものを踏まえて市長の再度スピード、速度といったことについてもお考えもう一度、ひとつ。

○議長（板橋恵一）

市長。

○市長（菊地健次郎）

1点目の交番関係は何回も県警本部長なり担当なりにもう毎年毎年やってまいりまして、平成25年度ですか、大体駅が完成するというので、立ち寄り所的なスペースは確保したわけでございますから、ぜひそちらに向けて誘致できるように今後もなお継続して頑張りたいというふうに思っております。

それから、交差点の関係でございますけれども、これ形態が整ってこないとなかなかわかりにくいというところもございますので、区画整理の進捗状況等をにらみ合いながら、やっぱり総体的にそれを総合的に勘案して何がいいのか、信号機がいいのか、あるいはスピード制限がいいのか、その辺をしんしゃくしていきたいなという思いでございます。当然子供たちの安心・安全、人間の安心・安全が最優先でございますので、その辺も配慮していきたいというふうに思います。以上です。

○議長（板橋惠一）

14 番雨森修一議員。

○14 番（雨森修一議員）

わかりました。きのう八幡の方でこういう話がありました。生協で買い物して2階の駐車場から車でおりた方が自転車と接触したと。これは敷地内でありまして道路ではなかったようではありますが、救急車で運ばれて、女性同士ではありますが、被害者の方は老人の方で運良くけががなかったと。非常に右折したり左折したり、買い物に非常に複雑なんですよ。それで非常に道もよくなりまして、これはありがたいんですが、中にはスピードを落とさずに突っ込んでくる人もいます、ある一部の人間ですが。非常に危険度は高まっております。そういうことで死亡者を出したりけが人を出すということは非常に不名誉といえますか、とにかくそういったことを整理できる権限を持っていらっしゃるの市長でございますので、ぜひ強力に県警の方に、また所轄に申し入れていただきたいとそのように考えますので、よろしく願います。回答は要りません。ありがとうございました。

○議長（板橋惠一）

ここで15分間の休憩といたします。

再開は11時15分です。

午前11時00分 休憩

---

午前11時15分 開議

○議長（板橋惠一）

再開をいたします。

5番伏谷修一議員の登壇を許します。伏谷議員。

（5番 伏谷修一議員登壇）

○5番（伏谷修一議員）

通告どおり4点について質問いたします。

東日本大震災発災から7カ月を経過いたしました。震災直後は、市内東西を流れる砂押川を境界として、八幡、桜木、町前、明月、宮内、栄地区と大代の一部が津波の甚大な被害を受けました。各地区とも防災に対する意識はふだんの訓練などからも高く、宮城県沖地震を想定していた市民は一定の準備ができていましたが、しかしながら、桜木、明月地区では2メートル以上、八幡地区では1メートル50から2メートルぐらいの水位があり、個人の力ではどうすることもできず、2階以上のあらゆるスペースに逃げることで精いっぱいでした。

多賀城市地域防災計画の中で、第2編津波災害応急対策初期活動については、関係機関の対応について細部にわたり記述はされていますが、今回の災害を受けて防災計画の根本的な見直しは必須であり、特に大震災から72時間の検証について分析結果を伺うものです。

市内で災害を受けた最大の特徴は、市街地に流入した津波がさまざまな被害の実態を生み出し、市域の30%以上が雨水ではなく海水に浸水されたことは、時間の経過により二次被害を及ぼしているところも各所に見受けられます。昭和53年の宮城県沖地震を経験している市民は、異口同音に海水が来なければ、地震だけで済んでいたなら、体力面も精神面においてもどれだけ軽減されていたか。砂押川を境界として受けたダメージは格段に異なっていることを市民全体でとらえていくことは必要不可欠と考えるところであります。

発災後、浸水地区ではライフラインが寸断されただけでなく、津波が押し寄せた状況から身動きがとれず自分自身を守ることが精いっぱいでしたが、自己の危険も顧みず救助活動を行っていた市民が多かったことは市長も認識していると思いますが、これらの助けがなければ恐らく被害者の数はかなりふえていたのではないのでしょうか。

翌日、ひざぐらいまで水位も下がり、消防団、常備消防、自衛隊を初め関係機関の本格的な救助が始まり、家屋の屋根、アパート、マンションなどの上層部、店舗などからの救出、そして遺体の搬出を行いながら、車両と瓦れきで進むことのできない道路の撤去作業などの繰り返しで48時間が経過し、このころから食料などを強引に求める行為が始まり、無秩序な状態に陥り、ロードサイドの大型店舗が対象となっていきました。取り締まる機関も正常には機能していなかったため、救援、警備活動は対応できる機関が行わなければ市民の安心・安全を守ることができなかったと思うのです。

発災後、72時間は何かをしてもらうという考えは困難であり、置かれた状況で個々に何ができるのか検証することが確実な復興への導きになると思われますが、市長の所見を伺います。

次に、多賀城のウォーターフロント宮内地区の今後について伺います。

ジャスコ多賀城店屋上から撮影されたビデオには、仙台港から去来する津波に押し流されてくる家屋、コンテナなどを見て、多くの方々がそのスピードとパワーに恐怖感を覚えたのではないのでしょうか。二日目に救助活動のために向かった宮内地区は、まだ1メートルぐらいまで水位が残り、やっとの思いでたどり着いた八幡神社の杉林には瓦れき、車、自動販売機などすき間もないほどに堆積し、住宅地へは大型車両を乗り越えて進んでいく状況でした。当時の率直な感想は、住むことができるのであろうかという思いでした。しかし、時間の経過とともに、1カ月、3カ月後に徐々に片づけられていく現地に対しての思いは、住民個々の違う感覚が芽生えてきており、当初の集団移転についての選択肢もどのようにとらえていくべきかという期待の中で実施された先日の説明会の内容に住民は不信感を抱いております。参加者の方々から聞こえてくる話には、移転先の説明会として出席した方、住むことを前提とした防潮堤の整備計画を聞くことができるといった方々など、6カ月間の経過を踏まえての進捗状況からの解決策が説明される場であるとみんなが期待して参加したようであります。しかし、説明のほとんどが現状報告であり、問題解決には全く至らなかったとの声があったことに対して、建築制限をかけていない立場からの明確な方向性を宮内地区の住民にお示しするべきと考えますが、市長の所見を伺います。

3点目の質問でございますが、今回のような大災害時の個人情報の取り扱いについてお伺いいたします。

前述していることの繰り返しになりますが、八幡地区を初めとした地域全体が被災地であるとき、地区ごとの個人情報管理者である区長、民生委員など、また被災者であります。初期の活動を行う場合、地区の正確な状況を把握している情報提供者がいないことで救助活動をスムーズに行うことが難しくなります。「恐らく、多分、だと思ふ」という言葉により、救助が遅くなったことは事実であります。

神戸市では、神戸市個人情報審議会として市長の諮問機関を設け、個人情報保護制度運営上の基本的事項の改善、その他制度の推進を図るための機関があります。例として、消防管制システムの情報項目に、在宅要救助者情報を追加して火災現場近くに居住している場合の救助体制を伝達するための情報として取り扱うことを整えております。

本市が被災した状況で経験して不備があった点を改善していくことも我々の役目であることを強く認識していくことが必要でありますので、この件についても市長の見解をお伺いいたします。

最後に4点目、津波被災者に対する心のケアについて質問いたします。

震災後、半年を経過した今、被災された方々の生活にも大きな変化が生じています。それに伴いストレスが増加し、安堵感からも肉体的疲労だけではなく精神的疲労が極限状態に達しています。9月の広報紙とともに市内全域に配布されたメンタルケアに関する冊子は、初期段階の対応には意義がありましたが、さまざまな環境変化に応じたサポートには新たな継続的な体制が必要と考えます。地域の集まりや各種団体の会合での雑談で話されている内容は、大半がみずからの体験から始まり、これまでの経過報告、そして最後には今抱えている悩みについての相談です。とにかく聞いてもらえるだけでも何らかの解消にはなっているようです。しかし、多くの場合は人前に出ることがなく、一人で悩みを抱えている人も相当数いらっしゃると言われております。住環境が一変し、家庭環境が刻々と変化していく市民の方々も多く、冬に向かっていくこれからの寒い時期の影響で気持ちに閉塞感を持たせないような対策も必要と考えます。市長の認識を伺います。

以上、4点の質問についての共通点があります。それは、人とのかかわりという点でございます。震災後、だれもが共感したことは、火力、水力、電力のありがたみではなかったでしょうか。深夜に浸水地区を警らしていたとき、町は真っ暗、音は消され、月明かりと降り注ぐ星の多さだけは今でも脳裏に鮮明に残っています。3月11日前夜、文化的な生活をしてきた我々は、自然の猛威に何をすることもできませんでした。広辞苑によると、文化の反意語は自然です。自然を開拓・開発することにより文化的な生活を営んできた人間のおごりの一遍が震災からの警鐘ではなかったのかと、あの無の状態から感じるものがありました。今回の質問は、本当に市民の生の声の代弁であります。市長の震災後、率直な気持ちも踏まえた上で答弁をお願いいたします。

○議長（板橋恵一）

市長の答弁を求めます。市長。

（市長 菊地健次郎登壇）

○市長（菊地健次郎）

伏谷議員の御質問にお答え申し上げます。

まず、1点目の震災後72時間の検証についてですが、今回はその余りの被害の大きさに市民の方々はどうのように対応してよいのかわからないまま無我夢中で数日間過ごされたものと思います。

震災後の対応につきましては、まず本市にあっては地震発生後すぐに災害対策本部を設置し、広報活動と被災状況確認のため、現地班員を出勤させました。その後、大津波警報が発令されたことに伴い、避難所を開設いたしました。また、自衛隊、警察、消防署、消防団にあっては、津波により家屋等に取り残された住民を不眠不休で救出・救護していただきました。

しかし、伏谷議員御指摘のとおり、各関係機関が十分な対応等を行うことができたのかにつきましては、震災発生当時の状況を分析し、検証する必要があるものと考えております。

本市におきまして、今後、地域防災計画の見直しを進めていくこととなりますが、現在、防災専門の大学の先生方と連携しながらさまざまな調査等を行うことを検討しており、この調査等を通じて個人、地域、市など、それぞれが震災当時に何ができて何ができなかったのか、この結果を今後においてどう生かしていくかしっかりと検証していきたいと考えております。

次に、2点目の宮内地区についてでございますが、宮内地区は他の地区と比べて被害が甚大であったことや8月10日に開催した震災復興計画の骨子に係る市民との意見交換会において移転の要望が出されたこともあって、去る9月16日に宮内地区にお住まいだった方々を対象に集団移転に関する仕組みや制度上の問題や課題を正しくお伝えするため、宮内地区まちづくり説明会を開催いたしました。

現行の防災集団移転促進事業について御説明申し上げますが、この事業を行うためには、まず建築基準法第39条に基づく災害危険区域の指定を行う必要がございます。この指定が行われることにより、当該地区は住宅の新築、増築等が制限されることになり、宮内地区で再建を目指している方にとっては再建が難しい状況になります。そして、地区住民のすべてが移転し、そのうち半数以上が一つの団地にまとまって移転する必要があり、さらに自己負担によって新たに住宅を建設すること等が条件になります。

また、被災者の皆様の多くが望んでいる土地の買い取りにつきましても、被災後の価格で移転対象地区のすべての土地を市が買収することになります。

さて、伏谷議員からは、参加された皆様に不信感があるという御指摘でございますが、この制度の特色として行政側が強制的に事業の実施を決められるものではなく、住民、地権者など関係者全員の合意の上で決定するものであり、土地の買い取りや移転を強く望んでいた一部の皆様におかれましては、行政側が強制的に決定しないことや住民等の全員の合意形成の難しさに失望されたことと思われまます。

御説明申し上げましたとおり、この制度は集団での移転を促進させることができる反面、住宅が建築できない土地となることになり、皆様が保有している財産の価値を大きく低下させる可能性もあることから、本市では制度説明を十分に行った上で当日説明会に出席できなかった方々を含めて現在皆様からのアンケートによってその考え方をお伺いしているところでもございます。今後は、アンケート結果と宮城県等における仙台港エリアにおける防潮対策による安全性の確保を見きわめながら、皆様とともによりよい解決策を見出し ていくものでございます。

次に、3点目の災害時の個人情報の取り扱いについてですが、本市では平成20年度から要援護者ガイドラインにより要援護者の情報を地域に提供し、避難支援者が区長、民生委員等と連携しながら要援護者の安否確認、救出、避難誘導を行う共助の取り組みを進めてまいりました。今回の被災地区においては、甚大な被害により安否確認等が困難な状況もありましたが、その後被災地区以外の民生委員の協力のもと、安否確認の支援も行われました。災害時における要援護者の安心・安全を確保するためには、地域力の強化、コミュニティの強化というものは何にも増して重要なかぎであると考えます。今回の震災を踏まえ、情報管理を含めたさまざまな対応を検証し、できる限り地域力が円滑に機能できる支援の強化に努めてまいりたいと思っております。

最後に、津波被災者の心のケアについてですが、震災に伴う心のケアは大変重要な課題ですので、震災直後から県外等の精神科医師などで構成する心のケアチームの協力を得て巡回、診療、相談、戸別訪問などを行ってまいりました。そこでは、必要な方には専門医への受診勧奨や宮城県精神保健福祉センター、塩釜保健所等の専門的な相談を御活用いただくよう進めてまいりました。

また、全市民に対しまして、7月号及び8月号の広報紙に心の健康を守るための対応方法をシリーズで掲載するとともに、さらに9月号の広報紙にあわせ心の健康サポートブックを全戸配布したところでございます。

現在の心のケアの対応状況といたしましては、地元の精神科病院の御厚意により、仮設住宅を中心に看護師、精神保健福祉士等による定期的な訪問や巡回相談を行うなど、継続的なサポート体制をとっているところでございます。

一方、被災者を支える側の人もその立場上弱音を吐いていけない、もっと大変な人がいるとの思いから限界を超えて頑張り過ぎてしまうことがございます。県内の専門医療機関や日本赤十字社等から被災者の支援の申し出をいただいておりますし、県においても心のケアセンターを設置する動きもございますので、これらの関係機関との連携を図りながら、被災者に対しましても、さらには被災者を支える方に対しましても支援等を総合的かつ継続的に行ってまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（板橋恵一）

5番伏谷修一議員。

○5番（伏谷修一議員）

まず、1点目からでございます。

各いろいろな専門機関の方に調査を依頼して今後どうして生かしていくかというそういう体制を整えていくということできっちり受けとめました。しかしながら、やはり専門家というのは通り一遍の情報を収集するとは思うのですけれども、この被災を受けた方々の一人一人の場面というのはもうかなりいろんな状況から生還しているという表現は確かかどうか分かりませんが、そういう場面もいっぱいあります。やっぱり市街地の中で受けた被災状況というのは、個々に全然違っておりますので、そういった市民の方々のやはり調査もしていくべきかなと思っておりますので、その点も考慮していただきたいというふうに思います。

2点目の宮内地区でございます。

市長の言える範囲というのは、やはり法的な根拠をもとにお話をしなければならないんですけれども、実際皆さんの合意形成が図れるかということと必ずしも難しいのかなと。実際、いろんな方の話を聞いてそのところは理解するところがあります。今後、どうやっていくかということと非常に難しい部分が多々あるんですけれども、やはり今あの状況を見ますと、いろんなものが住宅の中に刺さっていつて抜けていったという状態をまた補修するのにという方もいらっしゃるし、実際南側を向いていたアパートが北側を向いてしまってどうにもならないという、もう解体してしまったところもありますし、宮内地区でもいろんな場面が考えられます。そして、一番必要なのは何かかなと思っても、一人一人に必要なことというのが違ってきている。それもお話を聞いて理解できます。まちづくりということで今市長からのお話があったんですけれども、やっぱりあそこにはお八幡さんあり

ますね、八幡神社があります。あの八幡神社をやっぱり生かしていくようなまちづくりというものも考えていく必要があるのかなと。やっぱり一つのキーワードがあると、そこに近づいたいろんな方の意見というのができると思います。今の状況では、なかなか宮内地区だけの方々の意見集約を求めてもやはり自分のことで精いっぱいということがあると思われまので、その周りの意見もその中に入れて加味していくべきなのかなというふうなことを考えておりますので、その点についても答弁願いたいと思います。

それから、3点目のなかなか情報管理者がいなかったのということなのですが、区長なんかは初期段階、民生委員もそうなんですけれども、やはりリスト的に載っている方、要介護者の方々なんかに対してはまず真っ先に対応していると思われるんですが、でもいろんな方々から聞くと、あそこにちょっと今足悪い人がいるとか、そういうふうな状況がそういう方々以外にもかなりあるのが今回の震災で経験したことでございます。1時間の中であの海水が、津波の被害が来たということで、1時間だけでリストに挙がっている方々の確認をしてというのはなかなか難しいのかなと。やはり実際初期活動に携わる方々への情報提供というのをどういうふうにしたらいのかというのが今回のこの質問の内容でございますので、そこも何かいい方策を考えられればなと思うので、もう一度答弁をいただければと思います。

それから、最後なんですけれども、今、市長の言葉からはやっぱり共助という言葉が出てきました。そして、やっぱり地域力がやっぱり何よりもなのかなと思います。確かに最終的にはどの冊子を見ても専門の方に御相談、専門のお医者様へというふうな言葉になってしまうのですが、でもその前にやはり人に話して、自分のことを人に話すということが、何かそういった精神的な障壁の解決に一番近いのかなと思います。今回の質問を通して言いたかったことは、やっぱり地域力というものの集結、ああいうふうに全部海水で浸ってしまった、津波の被害に遭ったところで、今はもうなかなかコミュニティーの集まる場所というのが全体を通して見ると少ないです。市長は、やっぱり常々地域協議会というお話も結構していらっしゃいます。私もいつも言っているのは、八幡にコミュニティセンターが欲しいなと。今回、八幡の公民館が耐震工事完了しまして、あそこで本当に避難所になって本当によかったなというのが率直な思いでございます。あの周辺に今回のことを経験すると、やはり消防団の詰所も海水が上がってしまって機能が全然できなかつた、そういうことを踏まえると何らかの方策としてあの八幡公民館周辺にそういったコミュニティー施設、消防とかの機能も含めた防災施設も今後考えていくべきではないかと思っておりますので、その点についてもお伺いしたいと思います。

○議長（板橋恵一）

市長。

○市長（菊地健次郎）

最初の検証でございますけれども、市民の方々の調査もということですね。これは、当然だというふうに思います。一番体験しているのは市民の方々でございますから、当然うちの職員の方々の意見もまとめながら、地域ごとに市民の方々の検証も、ここがよかった、ここが悪かった、ここはこうすべきだったということ踏まえた上で検証する作業をできるだけ早目にやらないと、記憶忘れてしまいますので、行いたいなというふうに思っております。

それから、宮内地区の関係でございますけれども、私もあそこにはもう災害発生しているなところを回ったわけなんですけれども、最初の段階ではなかなか入ることさえ、歩いていくことさえできなかつた、八幡様のところには車が5段重ねぐらいの状態でも歩も踏み込めなかつたような状況でございました。でも、だんだん道をつくって入ることができる

ようになってから行ったのですけれども、本当に多賀城にとって住宅地としては一番悲惨な状態だったというのはもう脳裏にこびりついております。何とかしなくてはいかんということで宮内地区に限ってこういう説明会をしたわけでございまして、その辺は御理解いただけるかなというふうに思います。伏谷議員おっしゃったように、八幡様を生かしたまちづくりという御指摘もございましたけれども、あそこの森、杉の木が多かったと思うんですけれども、神社の周りは大体杉の木が多いんですけれども、今回多重防御ということでは樹木を使った防御態勢、要するに工場地帯にももっともって樹木を植えて防御態勢をつくっていかざるを得ないということでは八幡様が一番模範例ではなかったかなと。あれによって車が大分とめられてほかのところに行かなかったということもございまして、その辺も含めて自然環境に配慮したまちづくり等も考えていかなくちゃいかならうというふうに思います。宮内地区の方の、私は行けなかったんですけれども、御意見、一人一人立場が違うんですよね。一斉に例えば仙台の荒浜みたいにここにはうちは建てられませんというわけにもいかなかったと。過去に点々と住宅が、昔はあそこら辺に散在していたということもございまして、あそこだけが、あのぐるりは皆工業専用地域ですけれども、工業地域なんですよ、あそこ。だから住宅が建てられたと。思い切って果たして今回は全部じゃ工業専用地域にしちゃって市で全部買い上げてやろうかという思い切ったやり方もこれはできるわけでございますけれども、やっぱりもう既に自分の住宅を建てかえて修理したりなんか今ごろやっている方々もいらっしゃると思いますので、なかなかその辺は難しいかなというふうな思いでございます。もっともっていろいろな意見、今アンケートをまとめている段階でございますので、その方向性を見出しながらやっていきたいというふうに思います。

それから、要援護者の関係でございますけれども、鶴ヶ谷あたりは、ちょっとまだ調べておりませんが、防災無線を各班ごとに持っているんですよね。あの辺の体制づくりも今後初期の段階で避難等に対しては非常に強気に働いた模範例じゃないかなというふうな思いがいたしますので、その辺も検証しながら、要援護者への体制をどうしたらいいか、もうちょっと検証していきたいなというふうに思っております。

それから、メンタルケアの関係では、地域協議会とかそんな話も出てまいりましたけれども、八幡公民館周辺に防災施設という話でございますが、その辺、どのようなことがいいのか、ちょっと私も検討、今のところつきませんので、伏谷議員の方からも地域住民の方々とよく話して、今後の八幡のあり方、小佐治物語と同じで、小佐治物語のとおり今回は津波があそこを越さなかったわけでございますから、その辺も歴史的な検証を深めながらぜひ提案いただければというふうに思います。その際にまた検証していきたいと思えます。よろしくお願ひします。

○議長（板橋恵一）

ここでお昼の休憩といたします。

再開は午後 1 時といたします。

午前 11 時 45 分 休憩

---

午後 1 時 00 分 開議

○議長（板橋恵一）

再開いたします。

2 番戸津川晴美議員の登壇を許します。

(2番 戸津川晴美議員登壇)

○2番 (戸津川晴美議員)

私の質問は3点でございます。

まず、第1点目、放射能汚染対策についてであります。

今回の原発事故によりまして広範囲に広がった放射能汚染から、市民、とりわけ大きな影響を受けると言われている子供たちの命と健康を守ることが今求められています。現在、測定している市内の8施設では、健康に与えるレベルではないとの結果ではございますが、測定箇所をふやす必要はないのでしょうか。

放出された放射性物質の8割から9割を占めた沃素131、これは半減期が8日というやや短いものでございますので今はほとんどなくなり、今大変問題になっているのは放射性セシウムであると言われております。このセシウムの半減期は、御存じのように短いものでも2年、長いものになりますと30年と比較的長く、その上雨や風などの日常の気象において移動するものと言われております。側溝や雨どいの下などにたまりやすいとも聞きます。いわゆるホットスポットと言われる場所はないのかどうか、市内をそのような視点で公園、通学路など綿密な測定が必要であると思っております。

そして、泥遊び、砂遊びなどが大好きな小さなお子さんや小学生などにとって危険と思われる砂や土の安全の確認は進んでいるのでしょうか。この2点についてぜひ綿密な検査をしていただくようお願いするものであります。

次に、健康管理の具体策についてお尋ねをいたします。

今回の事故で放出されました放射性物質の総量は、ウランで換算すると広島型の原爆の20個分、セシウムで換算すれば何と168個分であるという人類史上かつてない大きな被害であると言われております。

また、今回のように低線量で慢性的に被曝している今のような状態については、データや資料もなく、人類の未知の問題であるだけに長期的でかつ慎重な健康管理が重要ではないかと思われまます。

福島県においては、既に18歳未満の子供たちに対して甲状腺検査が開始されたようでございますが、本市においては健康管理をどのように進めていくのか、その具体策をお尋ねいたします。

次に、福祉タクシーの問題です。

現在、本市の福祉タクシー利用助成事業は、重度の障害のある方の社会参加と福祉の向上を図ること、これを目的とし、その対象者は身体障害者手帳1、2級の方及び3級で下肢障害のある方、呼吸器機能障害で在宅酸素療法の方などに限られております。心臓疾患がありペースメーカーを使用している方はもちろんでございますが、ペースメーカーを使用するまでもないけれども心臓疾患で3級であるというような身体障害者手帳をお持ちの方もぜひ利用対象者として認定すべきではないかと考えますが、いかがでしょうか。

次に、高齢者を対象とした高齢者福祉タクシーについてお伺いをいたします。

本市においても、高齢者人口は年々増加の傾向にあり、65歳以上のひとり暮らしの方はほぼ2,000人、65歳以上の高齢者のみの世帯はほぼ4,000世帯にも上っています。これらの高齢者にとって共通の悩みは、出かけたくても足がない、いわゆる交通弱者であるとい

う点でございます。御自分では車の運転もできない、交通機関の利用にもバス停は遠く、そこまで歩いていくのが難儀である、したがって通院も買い物も不便を強いられ、ついうちの中に閉じこもりがちになる、これが現状ではないでしょうか。家の中にいることが多くなれば刺激や会話も少なくなり、認知症などへの進行を早めることにもつながる可能性が考えられます。いつまでもお元気でいていただくために高齢者の外出を促し、閉じこもり防止を図るため高齢者のタクシー利用費用の一部助成をする制度、この立ち上げを要望するものです。特に、ひとり暮らしの高齢者、高齢者だけの世帯では、待ち望まれている制度であります。

また、介護保険の在宅サービス利用者にとりまして、タクシー料金が介護保険の対象外となっておりますため、家計を大きく圧迫している現状から、これまたこれらの家庭でも待ち望まれている制度ではないでしょうか。

高齢者福祉タクシーの実現を心から願うものですが、いかがでしょう。

次に、第3点目でございます。

子供の医療費無料化についてお伺いをいたします。

御存じのとおり、お隣の利府町では本年10月より小学校6年生までの医療費無料化が実現いたしました。本市では就学前まででございます。震災による人口流出も懸念される中、子育て支援策のおくれがそれに拍車をかけることはあってはならないことではないかと思えます。安心して子育てできる多賀城、それを目指すためにも、子育て世代の家計を直接応援するようなこのような策も大いに期待されているところであります。せめて小学校3年生までの拡大を英断いただけないでしょうか。お伺いをいたしまして私の質問を終わりといたします。

○議長（板橋恵一）

市長の答弁を求めます。市長。

（市長 菊地健次郎登壇）

○市長（菊地健次郎）

戸津川議員の御質問にお答え申し上げます。

まず、放射能汚染対策である放射線量測定につきましては、6月から東北学院大学工学部の御協力により、山王小学校と多賀城東小学校の校庭で毎週水曜日に測定しております。その他の施設の測定につきましては、7月から市職員が市役所敷地内で平日に測定しており、また、保育所、保育園、幼稚園、小中学校、高校等の32施設の校庭や園庭等の測定を一巡いたしました。8月からは、8施設を毎週水曜日に測定し、同結果を市のホームページで随時最新データに更新しております。

測定結果につきましては、いずれの施設の値も健康に影響を与えるレベルではありません。なお、都市公園についても8月に4カ所測定し、ほかの施設との大きな差は見られないことを確認しております。現在の測定箇所に加えて綿密な測定をとのことでございますが、今月に宮城県から貸与されたものと同機種の放射線測定器をさらに1台追加購入しましたので、7月に実施した施設を含め、通学路等も測定し、その結果を市のホームページ、広報紙などに掲載し、市民へ周知する予定としております。

なお、空間放射線量の測定は、市の職員が簡易測定器で測定できますが、土や砂や水の放射性物質の濃度測定につきましては、専門機関に委託する必要があることから、放射線量

を測定した結果、異常に高い線量を示したポイントを採取・測定するなど対処してまいります。

次に、今後の健康管理の具体策についてでございますが、市では放射能による市民の不安を解消するため、7月11日から簡易型放射線測定器を使用し、空間線量を測定して結果をホームページで公開しております。その測定結果を見ると、健康に影響を与えるレベルではありませんので、現段階で特別な対策は考えておりませんが、乳幼児健診及び学校医による健診等を通じ子供の健康管理に意を配してまいります。

宮城県では、県全体で原発事故に取り組むため、9月12日に県内の産業界、消費者団体、有識者、自治体等で構成する東京電力第一原子力発電所事故対策宮城県民会議が発足し、原発事故への細かな対応につなげることであります。

今後も、国・県の動向も踏まえまして、市民の方々の不安解消に向けて取り組んでまいりたいと思います。

次に、高齢者福祉タクシーについてでございますが、福祉タクシー利用助成事業につきましては、在宅で生活している方々で重度の障害がある方及び治療が極めて困難で療養が長期間にわたる疾患にかかっている方を対象にした事業でございます。

御質問の心臓に疾患がある方については、現在、65の方が福祉タクシー利用券を利用し、そのうちペースメーカーを装着している方は33人となっております。ペースメーカーを装着している場合は、おおむね身体障害者手帳の1級に該当し、制度の対象となっております。本市は、県内他市では対象としていない特定疾患など治療が極めて困難な医療を受けている方を対象とするなど、対象者を広げて実施しているところでございまして、今後も、重度の障害等を持つ方の日常生活の利便と社会活動の拡大の支援として現行制度を維持してまいりたいと思います。

2点目の介護認定者、ひとり暮らしの高齢者、高齢者だけの世帯に対する高齢者福祉タクシー券の配布についてでございますが、本格的な高齢社会を迎えた現在、多賀城市においても高齢化率は今後確実に上昇してまいります。そうした状況下で本市では限られた財源の中で高齢者福祉事業全体における個々の事業の必要性、優先度などを十分検討しながら、さまざまな高齢者福祉事業を実施しているところであります。

前段でも申し上げましたとおり、拡充した福祉タクシー利用助成事業も実施しており、今後の高齢化率が上昇していく状況を踏まえ、福祉サービスの総合的な維持・充実に努めてまいりたいと考えておりますことから、御質問のタクシー券配布の実施につきましては、現時点では考えておりませんので御理解願いたいと思います。

最後に、子供の医療無料化についてでございますが、乳幼児医療助成制度対象年齢拡大につきましては、平成23年第1回定例会で佐藤恵子議員から御質問いただき、その際にも御回答申し上げましたが、本市では平成21年4月から通院の場合の対象年齢を3歳から小学校入学前までに拡大し、平成22年度決算ベースでは年間約5,400万円の単独財源を充てて実施をしております。

しかし、対象年齢を小学校3年生まで引き上げることになりますと、入院・通院のいずれも県の助成対象年齢外となり、年間約8,200万円が必要となる見込みでございます。さらに単独の財源を確保することは大変難しい状況でございます。

なお、乳幼児医療費助成制度は子育て支援に有効な施策と考えており、本市としても国及び県に対しまして機会あるごとに制度の拡大等について要望してまいりますので、御理解をいただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（板橋恵一）

2 番 戸津川晴美議員。

○2 番（戸津川晴美議員）

まず、放射能の問題でございますが、通学路の方もはかっていただけるということで少し安心をいたしました。ただ、土や砂のことなのですけれども、やはり高い線量のところだけはかるというお話でしたが、私はホットスポットがあるというその現象は、多賀城市にはそんなところはないというふうには言い切れないのではないかと心配がございます。ですから、いろんなところをはかってほしいという言い方をしました。そういう意味で、私はやっぱり子供たちが直接さわる砂や土などはせめて幼稚園や保育所などではすべてはかって差し上げるべきではないかというふうに考えますが、もう一度お願いをいたします。

また、健康管理の面でございますけれども、福島県ではゼロから 18 歳の方に甲状腺の検査を始めたということですし、その隣が宮城県であるということを見ると、私は、何も起きなかったときよりも子供たちが放射能の被害を受けていることは確実であると思います。そういう意味ではもう少し積極的に、もちろん本市の独自の予算で無理であれば県や国に求めていくということが基本ではありますけれども、やはりそういう心配も視野に入れながら、やはり長期的なものでございますから、なお何もしないでいいということではなく、乳幼児はなさるということでしたが、なお踏み込んだ調査が必要ではないか。特に、私はここにはちょっと書きませんでしたが、妊婦さんなどのそういうことも大変心配される場所ではないかと思っておりますが、いかがでしょうか。

福祉タクシーにつきましては、65 人の人が心臓病でも使っていただけるということでやや安心はいたしました。これは心臓疾患 3 級の人にすべて利用できているということなのではないでしょうか。すみません、そこをもう一度確認させていただきます。

それから、タクシーのことですけれども、わかります、市長が言われることもある程度わかるのですけれども、今このように高齢者にとって非常に困難な問題が現実存在しているんだというその点は御認識があるかどうか。先ほどのバスの答弁では、東部の方ではそんな要求があるとは思えないという御返事ございましたけれども、このような高齢者の中に問題が生じているということを市長御自身がどのように御認識なさっているのか、まずその点をもう一度伺いをいたします。

それから、子供の医療費の件です。本当にたくさんのお金がかかるときにこんなことをとられるかもしれませんが、私は、今被災者の人を初め、この震災で本当に将来に対する不安が大きい中で、少しでも何か被災者を初め市民の方々にほっと明るいニュースといいますか、こういうこともやってくれるんだねというそういう姿勢をぜひ見せていくべきだと思っております。そういう意味では、3 年生まで無理であれば私は 1 年ずつでもいいので、せめて小学校 1 年生までことはやってみようと、頑張ってみたらやれた、じゃ 2 年生まで拡大するかと、そういうふうな少しずつの実現もぜひ考えて視野に入れていただきたいと思うのですが、その点もお伺いをいたします。

○議長（板橋恵一）

市長。

○市長（菊地健次郎）

最初の幼稚園、保育所の測定関係につきましては、私答弁でも申し上げたと思いますけれども、それぞれ測定はしてありますので、御心配要らないかなというふうに思っております。

それから、心臓疾患の関係の件は、保健福祉部長の方から答弁させたいと思います。

それから、高齢者タクシーでないと歩けないことを知っているかというふうなことですけれども、私も高齢者を2人抱えているうちでございますから、それは十分理解はできます。その辺のことは十分知っているつもりでございます。

それから、乳幼児医療の関係、子供の医療費無料化でございますけれども、これはお隣の利府町でやったからまた同じようにやってください。これはみんなお互いに競い合ってそのようなことをやっているわけですよ。その市町村市町村のいろいろな事情、都合でいろいろやっているわけございまして、隣がやったからじゃあうちの方もというわけにはなかなかいかないと。会計上も非常に厳しいところをやりくりをしながらというふうなことでございますので、これは将来的には当然やらざるを得ないような状況かとは思いますが、その辺はぜひ御理解のほどよろしくお願い申し上げたいと思います。

もし抜けているようなことありましたらば、ちょっとわからないところがあったので後でお願いいたします。

○議長（板橋恵一）

保健福祉部長。

○保健福祉部長（内海啓二）

心臓疾患のある方々に対する関係でございますけれども、ちょっと細かい数字を申し上げますと、1級につきましては心臓の機能の障害により自己の身の日常生活活動が極度に制限されるものということの位置づけでございます。2級については、これは定義ございません。3級につきましては、心臓の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限される者という形になっております。

実態を申し上げますと、手帳の保持者、1級の方につきましては221人ということになっております。ペースメーカーをそのうち装着している方が112人ということで、1級の手帳保持者のうち、タクシー券を使っている方、先ほど市長も申しあげましたように65人、ペースメーカーを使っている方については33人ということで、このほかに燃料券の交付を受けている方もいらっしゃいまして、これが104人、ペースメーカーを装着している方については51人というような利用実態でございます。3級の方につきましては、これは手帳保持者が100人というふうな形になっておりまして、先ほど通告ではペースメーカー利用者の方にも拡大すべきというふうな形になっておりましたので、それ以外の方についての対応ということについてはちょっとお答えしかねましたけれども、現実、実態としましてはそのような形で、今1級の方々に対する交付をしているというふうな状況でございます。

この質問に関しましては、過去にも議員の方から質問がございましたけれども、現時点でこちらの方に要望が来ているというふうな実態もございませんでしたので、現在としては現行制度を維持していくというふうな考え方でお答えをしておったところでございます。

以上でございます。

○議長（板橋恵一）

2 番戸津川晴美議員。

○2 番（戸津川晴美議員）

失礼いたしました。

放射能の件でわかりました。

1 点だけ確認をしたいのですが、そのようなことはないように願っておりますが、もしも高い線量のところが例えば見つければ、即除染をしていくというそのお考えがあるかどうか、その確認だけさせてください。

それから、高齢者福祉タクシーの件ですけれども、年齢を 65 歳で切る必要もなく、私はもっと高い年齢を設定することも可能だろうし、その方にすべて差し上げてほしいということではなく、その年齢に達してもやはりお元気な方はいらっしゃると思うんです。ある一定の年齢を決めても、その中で特に申請をした方に差し上げているという、そういう自治体もございます。せめて私は 70 歳でも 75 歳でも 80 歳でもそこはいいと思うんですけれども、そういう年齢を決めて、そしてなおかつその中で本当にもう足が悪くて歩けないというような困っている方は申請してくださいというそういうような制度でも、ぜひすぐ実施しろと言われても困るでしょうけれども、検討の土台にそういう制度を乗せていく、検討する余地はないのか、その点を 1 点もう一度確認をさせていただきたいと思います。

最後の医療費の無料化の件でございますが、確かに私は、多賀城市は学校の中に支援員を入れていただいたり、補助員を入れていただいたりということで、子育て支援を本当に一生懸命やってくださっているということを常々本当に感謝をしております。

しかしながら、今こういう状況でやはり私は子育て世代の家計というか懐をどうやって支援していくかという、そういう視点での子育て支援策の充実も今この多賀城市では待たれているのではないかと思われるのです。そういう子育て支援の家計を直接支援していきけるような施策、そういうものについて前向きに考えていただく姿勢があるのかどうか、もう一度伺いをいたします。

○議長（板橋恵一）

市長。

○市長（菊地健次郎）

第 1 点目の除染の関係は、当然そういうところが見つければやらざるを得ないということだというふうに思っています。

2 点目は保健福祉部長の方からお願いいたします。

3 点目については、子育て支援をやるつもりは当然でございますけれども、多賀城の場合ですと二市三町という絡みもあるんですね。やっぱりお互いに協力し合いながら、隣同士仲よくということもあります。ですから、一つだけがぬきんでるというふうなことを、できれば皆さん一緒に力を合わせてというような横並びというのが本当はいいのかなと思いますけれども、常々日ごろから首長同士いろいろ集まって結局そんな話も本当は内々ではしているわけございまして、その辺のことも御理解いただければなというふうに思います。以上です。

○議長（板橋恵一）

保健福祉部長。

○保健福祉部長（内海啓二）

高齢者に対する福祉タクシー助成の関係でございますけれども、これは決算の議論の中でもございましたように、さまざまな高齢者施策の中の一つの手法だと思います。ですから、そういった高齢者の方々に対する支援のあり方なり何なりというふうなものを考える中で、御指摘のような制度そのものが果たして本当に有効に機能するのかどうかと、そういった中では検討させていただきたいというふうに思っております。

○議長（板橋恵一）

15 番吉田瑞生議員の登壇を許します。

（15 番 吉田瑞生議員登壇）

○15 番（吉田瑞生議員）

夢のエネルギー、油をつくる藻、オーランチオキトリウム生産を多賀城市大代 6 丁目 4 番 1 号地内に所在する宮城県中南部下水道事務所仙塩流域下水道仙塩浄化センターで取り組むよう宮城県に申し入れることについて伺います。

石油系の炭化水素をつくるオーランチオキトリウムを発見し、その道の研究第一人者として知られる筑波大学生命環境科学研究科の渡邊信教授、宮城県丸森町出身で東北大学理学部を卒業されておられます。先生が提唱しているその取り組みを、仙塩流域下水道仙塩浄化センターを活用し、藻類、バイオマスによる石油生産の実証プラントを設計し、研究開発について取り組むよう対処することについて宮城県に申し入れられたいのであります。

私は、このことに関する一般質問を既に平成 23 年 6 月 27 日の議会で取り組みの実施に向けた調査を宮城県に申し入れることを求める発言をしてきました。

市長の答弁は、1、油をつくる藻の生産について興味深い御提案でありますので、県に話題提供を試みたい。2、渡邊教授の油をつくる藻を検討調査した上でどうするか進めてみたいと述べられました。

この間における市当局の宮城県に対する取り組みの対処等について、どのように取り計られておられるのか、まず答弁していただくようお願いいたします。宮城県に申し入れをしておられるとすれば、県の対応や対処等に関して御説明を願います。

オーランチオキトリウムは、光合成をせず、有機物を吸収して炭化水素、石油を精製、蓄積します。渡邊教授の研究グループが沖縄の海で発見し、平成 22 年 12 月に学会で発表しました。プールで培養すれば 1 ヘクタール当たり年間 1 万トンの石油を生産でき、同じ性質を持つ藻と比べ生産能力は 10 倍以上ということでもあります。

耕作放棄地約 40 万ヘクタールの約 5%に当たる 2 万ヘクタールを活用すれば日本の年間原油輸入量に匹敵する計算となります。渡邊教授は、宮城県丸森町の出身で東北大学を卒業。関係者によると、藻類バイオプロジェクトの推進に意欲的な渡邊先生は、東北の被災地の復興に貢献したいとしておられるのであります。

下水道処理施設仙塩浄化センターに集まる下水を使い、オーランチオキトリウムを培養し増殖させることとなります。また、水温 30 度程度で増殖が活発になるため、下水道処理の廃熱利用も考えられます。さらに、燃料だけでなく化学肥料にもなることから、産業振興の面でも期待が大きいのであります。

渡邊教授は、平成23年9月5日、仙台市役所に奥山恵美子市長を訪ね、下水道処理施設、宮城野区の蒲生浄化センターを活用し石油生産の実証プラントを仙台市内に設置したい意向を明らかにしました。奥山市長も協力する考えを示し、実用化に向けた研究に乗り出す方針を固め、防災環境都市を基本理念に掲げる震災復興計画におけるシンボル事業の一つに盛り込む考えでおります。

3.11 東日本大震災でエネルギー問題や環境問題など、浮き彫りになった多くの課題を解決できる可能性を秘めており、被災地にとって魅力的な事業構想であると言えるであります。復興事業のシンボルとして研究に着手するよう求めるものであります。

以上、夢のエネルギー、石油系の炭化水素、油をつくる藻、オーランチオキトリウムを発見し、研究第一人者として知られる筑波大学生命環境科学研究科の渡邊信教授が提唱しているその取り組みを仙塩流域下水道仙塩浄化センターを活用し、藻類バイオマスによる石油生産の実証プラントを設計し、研究開発に取り組むよう対処することについて宮城県に申し入れられたいのであります。

以上、市長の答弁を求めます。

○議長（板橋恵一）

市長の答弁を求めます。市長。

（市長 菊地健次郎登壇）

○市長（菊地健次郎）

吉田議員の御質問にお答え申し上げます。

まず、この取り組みに対する宮城県への働きかけについてでございますが、前回の定例会で吉田議員から御提案をいただきましたので、早速、中南部下水道事務所に話題提供をいたしたところでございます。その後も宮城県の復興計画に関連して関係部署の担当者と打ち合わせをした際にも検討を申し入れしております。

しかし、この震災で仙塩浄化センターの施設機能が壊滅的な被害を受け、臭気問題や水質汚濁など、市民生活に甚大な影響を及ぼしている現状を一日も早く改善させるため、宮城県では復旧工事を最優先させたい意向のようございました。

なお、仙台市が実証実験に取り組むという方針が報道されましたけれども、成功すれば再生可能エネルギーの生産や環境負荷を低減できる循環システムの構築につながることを期待されますので、市といたしましても興味深く研究過程を見守りながら、機会をとらえた申し出を行ってまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（板橋恵一）

15 番吉田瑞生議員。

○15 番（吉田瑞生議員）

ただいまの市長の答弁によりますと、仙塩流域下水道事務所なり県庁にそれぞれ復興計画等の策定等の絡みも含めて話されておられるということであって、現状はおっしゃるとおり復旧事業に最優先に取り組まれているのはこれまた当然であって、同時並行的に今私が提起した課題をぜひ取り上げて対応するということが肝要だと思います。市長の答弁は見

守るということで、それらの取り組みの状況の成功を期待しておられる旨の話もございました。それらを受けてさらに県に申し出るということでありましたが、私は前回の一般質問の際にも述べましたけれども、ぜひ渡邊先生にお会いすることなどの機会を考えていただきたいという旨を申し述べました。ぜひ宮城県の幹部にも、村井知事にも同様の話をされながら、三者で先生を交えて話をする、取り組みについての打ち合わせをするという政治行動にぜひ当たっていただきたいと思います。そのことが必要不可欠の取り組みの課題でもあると判断しますし、私はこのただいまの発言の中でも申し述べましたが、そのような渡邊先生を含む県と多賀城市との三者の話し合いなどができれば、これまた復興シンボル事業の一里塚としての役割を担うことになるのではないかなと思います。そういうことの取り組みをぜひ積極的に対応していただきたいと思いますが、市長の所見を伺います。

○議長（板橋恵一）

市長。

○市長（菊地健次郎）

私も新聞等で奥山仙台市長と渡邊先生がお会いした記事はよく読ませていただきました。きのう、仙台市長とはこの件ではございませんけれども、市長会で二、三十分いろんな話をする機会がありましたので、多賀城にとって一番隣接する大仙台でございますから、奥山市長にもし次の機会にお会いしましたらば、その辺のことも含めてお話し申し上げたいというふうに思っております。また、先ほど吉田議員お話しがあった仙台の防災環境都市というふうなお話に言及されましたけれども、うちの方も当然防災の場合ですと多重防御というのを復興計画に載せたいというふうに思っておりますが、先ほどもちょっと答弁申し上げましたように、防潮堤、それと樹林ですね、樹木をできるだけ工場地帯にふやしていきたい。また、仙台と同じように防災の環境都市づくりに近いような形である周辺を、工場地帯を中心としたところを固めていきたいという思いでございますから、うちの方にも終末処理場があるというふうなこともございまして、当然吉田議員おっしゃったようなことでそれとの連携、県知事とも連携しながら考えていきたいというふうに思います。以上です。

○議長（板橋恵一）

15番吉田瑞生議員。

○15番（吉田瑞生議員）

今、市長おっしゃるとおり、防災環境都市を目指すという理念については共有していると思います。これは、県も仙台市も多賀城市も当然の理であると思います。そこで大事なのは、今市長も触れられましたけれども、大代に所在しているこの施設、マイナス面ばかりが強調されがちなんです、いわゆる公共下水道としての環境衛生を図るというプラスの面が当然あり、さらにまたこの施設を今日的な課題において再発見するような形での活用、利用、そしてその施設を大いにやはり活かしていくものとしても考えていったいいのではないかと。大変な住民の今時震災における被害で苦しんでいる状況から、やはり明るい話題を提起しながら、住民にも当然呼びかけながら、専門家との協議も図りながら、こういう多賀城の防災環境都市のシンボル事業の一つとしても考えておられるのだという面の私はとらえ方、もう極めて重要だと思います。

その点だけ再度答弁願います。

○議長（板橋恵一）

市長。

○市長（菊地健次郎）

吉田議員おっしゃることはそうだと思います。

災い転じて福となすということで、この関係のものは藻類のバイオマスによる石油生産というふうなことも考えられるわけでございますから、先ほど最初に述べましたように、研究過程をぜひ見守りながら、連携をはかって多賀城の終末処理場に持ってこられるものであればなお非常に喜ばしいことでございますから、検証を重ねながら連携を深めていきたいというふうに思います。以上です。

○議長（板橋恵一）

7 番金野次男議員の登壇を許します。

（7 番 金野次男議員登壇）

○7 番（金野次男議員）

東日本大震災後、早いもので7 カ月が過ぎました。

本市においても多くの皆様が犠牲となられ、歴史のまち多賀城も一時は瓦れきの山に埋もれました。しかし、今回、大きく広がったお互い助け合う心の輪、それから地域の力こそがこれからの多賀城復興の原動力であると私は痛感いたしております。

発災直後から災害救助活動や復旧作業をやってくれた地元消防団、自衛隊、警察を初め、災害防止協会ほか諸団体の皆さん、そして職員の皆さん、大変御苦労さまでございました。本市を襲った3月11日の巨大地震、大津波、また9月21日の台風15号では総雨量350ミリ、浸水、冠水、雪崩等17年ぶりの被害がありました。復旧・復興に努めることはもちろんのことですが、この災害による教訓を今後生かしていくことこそ我々に課せられた使命であると考えております。

そこで、今後の危機管理体制について3点質問いたします。

まず1点目は、危機管理の経験を有する人材を正規職員として採用し、危機管理室を新設することについてであります。現在、本市においては、多賀城市地域防災計画に基づき、総務部交通防災課が中心となって消防、警察、自衛隊等各機関との連携を図りつつ、地域ぐるみの防災力向上に取り組んでおります。

しかし、近年、今回のような大規模な自然災害、併発した石油コンビナート火災や原発問題のような科学事故が頻発しております。また、サイバー攻撃といった情報通信分野、強毒性新型インフルエンザ、鳥インフルエンザ等、危機は既に身近なものになっております。また、テロ災害や毒物、劇物災害等、多岐にわたるケースが想定されるわけでありませぬ。

こういった広域的、専門的な多様な危機への対応については、市の担当者だけでは困難であります。自衛隊を初め、各機関及び民間企業などと連携し、それぞれが有する専門機能を十分に発揮していただきながら、総合的対策を講じる必要があると思います。

危機発生時、災害対策本部において求められる能力は、まず直ちに状況・情報を把握し、緊急事態を短時間にかつ最少の被害で收拾するために職員や連携機関などを動かしていくのを的確・迅速に判断し指示する能力、そして最高責任者である市長に意見具申できる状

況判断能力であろうと考えております。そのためには、みずから危機管理の経験と専門的知識を有する危機管理監の設置がぜひとも必要ではないでしょうかと考えております。

御紹介いたします。総務省消防庁に設置された地方公共団体における総合的な危機管理体制の整備に関する検討会、平成 20 年 2 月に出した報告書では、危機管理能力を向上させるため、自衛官 OB を危機管理アドバイザーとして受け入れることについて提言しております。

各自治体の例を紹介いたしますと、あの阪神・淡路大震災の翌年 4 月、静岡県の情報防災研究所に採用されて以来、平成 23 年 4 月 30 日現在では都道府県で 67 名、市区町村で 126 名が採用され、広範多岐にわたる経験を生かし、お互いに連携し、情報交換を行いながら、防災機能向上の一翼を担っていると聞いております。

かねてより本市が目指す、自分たちのまちは自分たちで守る、災害に強いまちづくりの実現に向けて、このような人材を活用し、関係機関等に諮りながら、起きた災害に対応する体制から災害に立ち向かう体制へ進化していくべきではないかと思うからでございます。そのためには、平時より今後起こり得るさまざまな危機管理に対する基本計画の整備、訓練姿勢の形成、組織全体としての課題処理能力の向上への取り組みが強く求められるものであります。

そこで、経験、能力を有する危機管理監の正規職員としての採用と危機管理室の設置を早急に求めるものでございます。

2 点目として、今回課題となった緊急時広報の充実のため、市内に一斉緊急放送を行うための放送機器を現在の交通防災課から移設することについてであります。

今、この議場にいる市長を初め、職員皆さんは、全員災害対策本部の構成員であります。あの 3 月 11 日の大地震発生直後、14 時 47 分に災害対策本部が設置されました。それから 1 時間後の対策本部の状況を思い出してください。交通防災課の職員は電話対応に追われ、本部員は関係機関からの情報収集に懸命でした。そこへ消防団初め、自衛隊、警察、災害防止協議会等、各種団体の方々が続々と集まってこられました。あの部屋の中に最大で 60 名前後を超える人員が集結し、その混雑、混乱は大変なものでございました。まさに災害卓上戦場、これが多賀城市の危機管理をつかさどる最高意思決定機関なのか。こんな状態で適切な対応・判断が果たして可能なのかと私は目を疑った次第です。災害対策本部のあり方、情報の収集から対策本部の判断、そして市民への伝達は適切になされたのか。私はあのときの市民への防災広報に関する判断は決して適切であったとは思えないのであります。

今般、防災広報装置を 13 力所から 53 力所に増設する予定であります。増設したからといって、すなわち市内全域をカバーできるわけではありません。放送電波は、皆さん御存じのように、地形やその日の気象条件に左右されるのでございます。今回の災害を踏まえて、一斉放送、ブロック放送、エリア放送といろいろな放送の仕方を工夫し、マニュアルを整備していただくことも重要なことだと考えております。

そして、今後の災害時の初動態勢を考えると、市内一斉防災広報のもとである放送機器を今述べたように防災対策本部と同じ場所で、2 階の交通防災課ではなく別な場所に移設し放送すべではないかと思いますが、市長の回答を求めます。

また、3 点目として、ここまで上ってきた危機管理監室及び市内一斉防災放送機器をふだん使われていない 2 階記者室へ配置してはいかがか、市長の見解を求めます。

最後に、防災備蓄品について質問いたします。

今回の災害では、実に多くの皆さんから貴重な御支援をいただきました。道路が寸断され、燃料が枯渇する中、市民の助け合い、分かち合いから始まり、名も告げずに届けてくださった皆さん、そして全国からさまざまな団体、企業、さらには友好都市である太宰府市、天童市、奈良市からの支援物資が昼夜を問わず届けられ、多くの市民の命をつないだのは皆さん御存じのことと思います。この場をおかりして、改めて御支援いただいた皆様方に感謝を申し上げる次第であります。

今回の東日本大震災では、ある意味これまでの備蓄のあり方が試されたと思っております。今回得た教訓をもとにこれまでの備蓄計画と分散計画について全面的な見直しを行うべきではないか。私は、これまでも予算委員会、決算委員会等で常にこの備蓄問題を取り上げてきました。それは、防災備蓄は最終避難所、主として今回大きな役割を果たした小学校、中学校の体育館及び社会教育施設に分散備蓄するべきであると常々思っているからであります。ただし、市の備蓄品確保だけでは限界があることから、市民のとるべき自助の一環として、家庭内備蓄、民間企業との協定締結、流通備蓄を推進していたことは評価するものでございます。

本市では、これまで平成14年度から28年度の15カ年計画により、防災備蓄品を整備してきました。本計画は、第3次宮城県地震被害想定に基づく宮城県沖地震（連動型）での冬の避難を想定した備蓄計画でございます。乾パン4,160食、アルファ米3,950食、毛布約1,000枚と備蓄品や目標とする量はここ数年見直しは行われておりません。15カ年計画も残り5年間ではありますが、これを機に白紙に戻し、もう宮城県沖地震想定ではなく、あの3.11震災教訓データに基づき、多賀城独自の備蓄を考えるべきと思うところがあります。そのためにも、これからの災害に強いまちづくりを目指した備蓄計画と分散備蓄のあり方について、どのように分析しているのかを伺うものでございます。以上でございます。

○議長（板橋恵一）

市長の答弁を求めます。市長。

（市長 菊地健次郎登壇）

○市長（菊地健次郎）

金野議員の御質問にお答え申し上げます。

まず、危機管理についての質問のうち、危機管理監の設置についてでございますが、専門的知識を有する方が危機管理に携わることにつきましては、安全・安心なまちづくりを進めていく上で非常に重要なものであると私も認識しております。

御存じのとおり、以前から警察のOBの方を交通防災課に配置し、さらに市長就任翌年の平成19年5月には消防OBの方を防災専門員として配置して、関係機関との調整等、それぞれの分野で活動をしていただいているところでございます。

また、今月の25日には、市の防災対策のさらなる向上のために、新たに自衛隊OBの方を防災専門員として配置して態勢の強化を図ることとしております。

このたびの震災を受けまして、今後、安心・安全なまちづくりに関して地域防災計画の検証を行い、見直しを進めていくこととなりますが、その際には専門的知識を持っている防災専門員が中心となり、防災に詳しい大学の先生の御協力をいただきながら見直しを図ってまいりたいと考えており、危機管理を専門に担う部署の創設については、その中で機能や役割等を検討してまいりたいと思っております。

次に、防災広報装置の交通防災課以外の別な場所への設置についてお答え申し上げます。

災害対策本部が設置される交通防災課の事務室は、さまざまな関係機関の方々の出入りや電話対応などにより、先ほど金野委員から御指摘がありましたけれども、騒然とした雰囲気になることはそのとおりでございます。緊急放送等の対応は、本部の動きに合わせて速やかに伝達する必要があります。

今回、新たに設置する防災広報装置は、パソコンからの文字入力により、自動音声を変換し放送することを基本としており、その場合、災害対策本部での声などがスピーカーから流れる心配はございません。ただし、状況によっては直接マイクを持って放送することも想定されるため、マイクの性能等を考慮しながら、場合によっては間仕切りを設置して静粛性を図るなど、必要な対応をしていきたいと考えております。

また、今回設置する防災広報装置では、砂押川や貞山運河の河川監視カメラを設置することにより、災害発生時の現場を監視することも可能となりますので、モニターの設置場所等を考慮しますと、交通防災課内への防災広報装置を設置するのが最善であると考えておるところでございます。

最後に、防災備蓄品についてでございますが、震災前は地域防災計画に基づきまして、乾パンやアルファ米、毛布などの備蓄を年次計画で進め、発災当時、食料は8,660食確保しておりましたが、今回の震災では約1万2,000人が各避難所へ避難しましたことから、本市で準備していた備蓄品では全く足りない状態となりました。このことを受けまして、1万2,000人の避難者を想定した備蓄品を確保することとして、本年第2回定例会で議決をいただきました平成23年度一般会計補正予算（第3号）により予算措置をさせていただきました。

備蓄品の主なものとしましては、食料が9万2,500食、毛布及びブランケットが1万2,000万枚、段ボール3,000枚、ブルーシート1,380枚などでございます。

これらにつきましては、現在、大規模指定収容避難指定所となっております多賀城小学校、天真小学校、東豊中学校、第二中学校の余裕教室を利用して分散備蓄を図っております。また、一部の地区集会所にも地域の方々の御協力を得ながら備蓄を行っております。

今後は、地域防災計画の見直しを含め、計画水量や分散備蓄を十分に検討し、震災が発生した場合においても、避難者に適切に備蓄品を配布することができますよう、その確保に努めてまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（板橋恵一）

7番金野次男議員。

○7番（金野次男議員）

今、市長の方から危機管理について御答弁ありました。この危機管理について、私は市長が県会議員時代、現在の知事、そして前の知事にどのくらい質問しているんだろうかと調べました。議事録を見させていただきました。かなり質問していて、それが随分と県会議員時代に改善されています。それは市長はやっぱりすごいなと私は思いました。でも、実際首長になってみて一体どうだったのかと。この辺をしっかりと私は見させていただきたいと思えます。

それで、一つ先ほど答弁の中で消防のOB、警察のOB、これはあくまでも非常勤です。私が言いたいのは、正規職員として採用してしっかりと危機管理の任務を与えて、災害対策本部のときは市長のわきにいてしっかりとアドバイスできる、そういうシステムをつくった方がいいんじゃないかと、正規職員に採用して、その旨を言っているわけでございます。非常勤の方はどうしても週30時間、朝は遅く夜は早く、そうすると職員ともなじみがつきません。私の言いたいのはそこなんです。市長、もう一度この辺は答弁お願いします。

例を申し上げますと、仙台市の危機管理監に先般会うことができました。震災から1年くらい前に採用した方ですが、やっぱり百万都市の危機管理監になると課長級で採用されたわけですが、あらゆるところに行って奥山市長のわきでしっかりとアドバイスしているんですよ。そして、奥山市長はそのアドバイスを受けた方にどちらかを決めて、じゃ人命救助を優先してくれと、職員にそういう指示を出しているんです。そういう人を置かないと、やっぱりみんながいてもだめなんですよ。しっかりした市長に意見具申できる人を私は採用しておくべきだと思います。その辺、答弁お願いします。

2点目の、きょう議案書が配付になったんですけれども、広報防災装置、あくまでも私が言いたいのは、あそこの交通防災課の部屋、私もいました、あのとき。あの部屋で災害本部の要員、多い。なぜかという、部屋の本部、机は2列置いて、2列2列、あれ1列にして縮めてこちらの方には消防、警察、自衛隊、関係機関を置くようにすると、私はそういう構想を持っていたんです。ところが、記録ばかりとって部屋が通らないものだから大声を出す、こちらの交通防災課の職員は電話でこちらが大声を出すこちらも大声を出す、これを放送しろと言っても放送も大声を出す、早く放送しろ、そういう事態が続くわけです。そこで私が言いたいのは、あの機材を隣の記者室に持って行って、そこで慌てずゆっくりとしっかり放送していただきたい。そういうものでございます。そして、あそこ毎回私は必ず通るんですが、放送機材の上に物が置かれている。物品愛護心がないと思います。やっぱり放送機材は放送機材でしっかりとつい立てをしてだれも入れられないようにするとか、必ず何か置かれているね、曲がってみると。そういうことのないように今度は気をつけていただきたいと思います。それで、もう一度市長のこの辺の答弁ももらいます。

最後に備蓄品です。私が言っているのは、分散しろと言っているんです。それで、先ほど市長の答弁であったように、今回4カ所ですか、小中学校。これは認めます。最終的なやっぱり小中学校の学校や体育館、公民館とかそういうところに早く置いていけばこういう問題はすぐ解決するわけです。学校の施設にちょっとないと言ったら、大代公民館で水没した、例えば日赤でもらった倉庫なんか、ただであそこに水害するからだめだだめだと議員が言っているにもかかわらず、あそこに置いて水害で流されてペアにしている。そういうのをちゃんと置けばいいんじゃないですか。私はそう思って分散をしる分散をしると言っておりますので、この辺についても早急に市長がやる意気込みがあるか御回答をお願いします。

○議長（板橋恵一）

市長。

○市長（菊地健次郎）

1点目の危機管理監をそばに置いてということでございますけれども、先ほど答弁で申し上げましたように、自衛隊の方を一応入れるということには段取りはつけたわけですが、実際そのとおりだというふうに思います。今回、3月11日の発災以来、すぐ対策本部をつくったわけですが、どこか集約する場所というか集約す

る人がいないと判断ができないというのは私も事実だというふうに思いますし、金野議員はそちらの専門の方でございますから、なおさら危機管理に関しては詳しいというふうに思っております。県議時代の話をされましたけれども、私も随分やったつもりで、ちょうど私が当選したのは阪神・淡路の大震災のとき、そしてあのときは東北石油ですか、今のJX日鉱日石エネルギーから発災したということもあって、これは危機管理を一生懸命やらずなくちゃいかなという思いですずっと重ねてきたわけでございますけれども、いろいろと考えて、できれば今後いろいろ検証がございます。それを踏まえながらどうしたらいいかということを具現化してまいりたいというふうに思います。

それから、放送機能の関係です。今度、新しい放送になるわけです。放送のやり方も、例えばパソコンから放送できるということも答弁の中で言ったとおり、果たしてパソコンからどうやって放送するのやということ自体も私わからないもので、ちょっと具体化してみても、どうしてもこの場所ではやっぱりやってはいけないんじゃないかなというふうなことがわかればそちらの方に移したいと思っておりますし、ちょっとその辺のことももう少し待っていただかないと、ちょっと今正式な回答ができないかなというふうに思いますので、ぜひ御理解をいただきたいというふうに思います。

それから、最後の関係です。分散備蓄です。これは、先ほども申し上げましたように、確実に着実にやっていきたいと思っております。ただ、東小学校、山王、城南、八幡、多中、それから高崎中とありますけれども、備蓄のないところですね、場所がないというのが東小、山王、城南なんです。入れる場所がないと。それから、八幡は津波の心配があって、皆さん御存じのように津波のときぐると水浸しになったものですから、それから多中も下手すると津波の心配があるということでございます。それと、高崎中学校は役所が近いためにちょっと保留しているという状況でございます。その辺のこともぜひ御理解いただきたいと思っておりますし、保管できる例えば公民館、あるいは地区の施設等ありましたらば、そういうところにも本当は分散すべきかなというふうな思いもいたします。そういうことですので、ぜひ御理解いただきたいと思っております。

○議長（板橋恵一）

7 番金野次男議員。

○7 番（金野次男議員）

1 点だけ。交通防災課の先ほど間仕切りをすとか言いましたけれども、やっぱり対策本部室のちょっと市長考えてください。やっぱり人員と部屋のとり方。そして、支援される災防協の、自衛隊、消防の入る人たち、その辺のやつは県会議員時代、市長が一番知っているんです、ばんばん質問して。その辺もしっかりつくってやらないと私はだめだと思います。この辺だけ回答をお願いします。（「はい、わかりました」の声あり）

○議長（板橋恵一）

ここで 15 分間の休憩といたします。

再開は 2 時 30 分といたします。

午後 2 時 12 分 休憩

---

午後 2 時 30 分 開議

○議長（板橋恵一）

再開をいたします。

なお、室内が暑くなってきておりますので、上着を脱いでいただいて結構でございます。

9 番佐藤恵子議員の登壇を許します。

(9 番 佐藤恵子議員登壇)

○9 番 (佐藤恵子議員)

新議会になって初めての一般質問になります。

あの大地震、大津波から復旧・復興はこれからでございますが、議会の人数が 22 から 18 に大幅に減り、それだけに議員一人一人の課せられた責任は大変大きいものがあると思います。私もこのことをしっかり受けとめて議会活動に当たっていきたくと改めて決意しております。

それでは、通告に基づいて質問をさせていただきます。

この間、私は、市内に建設された仮設住宅を訪問いたしました。入居者の方々からたくさんのそしてさまざまな要望を聞いてまいりました。どれも大変切実な要求でございました。

まず最初の質問は、その中でも強く出された災害公営復興住宅の建設について伺います。仮設に入居している皆さんが今後のことを考えたときに、「一番心配しているのが 2 年後に仮設を出なければならぬ。その先どうしたらいいのか」という思いを語られたことでございます。耳の不自由な方から、「心配で夜も眠れない」と手振りで訴えられました。この方に私は、「大丈夫。2 年たったらすぐに出なければならぬということはありません。行き先のない人には、国や市が公営住宅をつくることになっているから」とメモを渡しますと、本当に安心した笑顔になりました。今、国も県も建設目標を示し始めましたが、市としてもこうした方々に一刻も早く安心していただくために、仮設後の住まいはちゃんと確保されているというメッセージを早く出すことが必要だと考えます。多賀城市として、災害公営住宅の建設計画を直ちに立ち上げ、市の責任で希望するすべての被災者に提供するようすべきではないでしょうか。その際、被災者の要望や意見を踏まえた建設計画にすることです。高齢者向けのバリアフリー住宅や長屋方式、一定期間後に払い下げるなど、地域の条件や被災者の実情に合った多様な公営住宅にしていくことが大事だと考えます。そのために、全壊被災者及び仮設住宅入居者、民間借り上げ住宅入居者などに対し、希望条件等、総合的なアンケート調査を行うことが大事です。

また、建設に当たっては、工事は地元企業へ優先発注で仕事と雇用を拡大し、災害公営住宅の建設が多賀城市の地域経済の活性化に結びつくようにしていくことが大切だと考えます。以上の点について市長の答弁を求めるものです。

第 2 問は、台風 15 号の被害と今後の治水対策について伺います。

台風 15 号は、道路・水田の冠水、床上・床下浸水など、市内各所に被害をもたらしました。時間最大雨量 49 ミリは 1986 年の 8・5 水害をしのぐ数値です。市内の雨水ポンプはフル稼働いたしました。流入する雨水量が多く、被害が発生いたしました。大代 1 丁目、6 丁目は、さきの津波で大きな被害を受けましたが、15 号台風でも大きな被害となりました。先日お会いした 1 丁目の方は、「床をようやく張り直したのに、床上までまた水が上がった」と、玄関の扉を流され、言葉もなくなつた水をかき出しておられました。

震災による地盤沈下等の影響を含め、被害の状況を詳細に調査することが必要なことと考えます。現時点でわかっている被害の状況も含めお答えください。

改めて市内の治水対策の見直しと点検も必要ではないでしょうか。

雨水対策でこれまで整備してきた施設が有効に機能したのか、雨水ポンプの機能アップを含め再検討すること。そして、計画がまだ未達成の雨水ポンプや水路について早急な整備が求められています。雨水ポンプが未整備の箇所は中央排水区で一つ、浮島排水区で一つ、大代第3排水区で二つ、大代第4排水区で二つあります。年次計画を早急に整備すべきと考えます。治水対策では、さらに地下への貯水施設設置などを含む遊水池の設置、宅内の雨水貯留槽設置工事費への助成制度の実施などの対策も必要ではないかと考えます。

また、緊急の対策では、大代6丁目も多大な被害を受けた橋本橋付近の用水通路、側溝の早急な修繕工事であります。震災で壊れた後、そのまま放置されていたため、付近の住宅の1メートル近くの浸水被害をもたらしました。一刻も早い復旧工事を、修復工事をお願いいたします。以上について御答弁をお願いいたします。

3問目は、貞山堀の早期しゅんせつについてお伺いいたします。

前回の一般質問でも取り上げておりますが、いまだに実施されておられません。川の色は、もう本当に色として限界の色をしております。先日も近隣の方から、「夜、臭くて眠れなかった」こういう声が寄せられておりますが、県がどのように対応しようとしているのか報告をお願いいたします。

最後の質問です。在宅避難者、在宅被災者への支援についてお伺いをいたします。

今回の大震災では、災害の規模がかつてなく大きく、これまでの災害では余り考えられなかった在宅避難者が多数生まれました。避難所に1日から2日いて、被災した自宅の2階が何とか住めるのでそこに避難をして生活するという方が市内にたくさんおられました。自宅といっても電気も水道もなく、1階はヘド口に埋まり、もちろんお店も再開しておらず大変困難な生活を強いられました。避難所では、一応食事や毛布などの提供がありましたが、こうした方々にはほとんど支援がありませんでした。町内会で取り組んだところもありましたけれども、一部のところにとどまり、大半はほとんど支援の手が届かない状況にあったと言えます。これは、市だけの問題ではありません。国が在宅避難者も災害救助法の対象にすると明確にしたのは4月末で、国としての対策が大変おくれておりました。今でもこうした方々から「どうして私たちに何の援助もなかったのか」という怒りの声が寄せられております。こうした在宅避難者への支援について、市の対応がどうであったのかをしっかりと検証しておくことがこれからの災害対策を検討していく上で大事なことと考えます。

その上で、二つのことを提案いたします。

私の知り合いに、いまだに自宅の2階に住み、少し体が不自由な方がいます。病院に通うのも大変だと言っております。市として、改めて在宅避難者の生活や健康面などの訪問調査を行い、必要な方には福祉や医療、介護等の支援を実施していくよう求めたいと思います。

もう一つは、急がれる冬期対策です。国会審議の中で日本共産党の議員も要求をしておりましたが、仮設住宅に石油ストーブや電気こたつなど暖房器具が国の負担で設置されることになりました。在宅避難者の中にもこうした暖房器具が津波で流された所帯がたくさんあり、市は何かしてくれないのかという要望が出されています。仮設同様、災害救助法が適用される在宅避難者に、生活が困難な在宅避難者にこうした暖房器具を支給すべきで

はないでしょうか。市として国に求めていくとともに、今市に集まっている義援金を活用して、市独自に支給していくことも検討すべきと思います。また、毛布などを初め暖房器具など、冬期に向けて被災者救援の呼びかけを全国に発信していくことも必要なことと考えますが、お答えをお願いいたします。

以上、最初の質問を終わらせていただきます。

○議長（板橋恵一）

市長の答弁を求めます。市長。

（市長 菊地健次郎登壇）

○市長（菊地健次郎）

佐藤議員の御質問にお答え申し上げます。

まず、災害公営住宅についてでございますが、1点目と2点目は関連いたしますので、一括してお答え申し上げます。

御質問では、入居希望者は原則全員入居とありますが、災害公営住宅とはいえ入居基準があり、全壊住宅被災者が対象となります。このたびの震災で本市が激甚災害の地区指定を受けたことにより、全壊した住宅の5割が建設戸数の上限とされております。今後は、全壊住宅の居住者を対象とした説明会や意向調査を十分に行い、国・県とも連携して検討を進めてまいります。

次に、3点目の地元企業に優先して発注されたいとのことでございますが、本市を取り巻く雇用情勢や経済状況をかんがみますと、市内の建設関係企業に復旧・復興をお手伝いいただきたいのは佐藤議員の考えと同じでございますので、できる限り努力してまいりたいと思います。

次に、台風15号の被害対策と今後の治水対策についてでございますが、まず1点目の被害を踏まえた総合的な対策といたしましては、現在、国で被災した沿岸地域の地盤沈下量を測定する作業を進めておりますので、その結果を受け、雨水ポンプ施設の機能確認を行ってまいります。

また、地下居留や地下浸透はこれまでも学校や市営住宅等の公共施設に整備してまいりましたが、多発する都市型集中豪雨への対応も視野に入れ、市民や事業所の協力を得ながら総合治水対策を進めてまいりたいと考えております。

次に、2点目の大代6丁目の雨水排水施設の復旧につきましては、9月7日に国による災害査定が終了いたしましたので、平成23年度末の完成を目指し、工事発注の準備をしているところでございます。

3点目の貞山堀の早期しゅんせつについてでございますが、中南部下水道仙塩浄化センターの被災による水質汚濁臭気問題では、大代地区とその周辺地区の皆様には大変多大な御迷惑をおかけしてありまして、しゅんせつを早急に行うよう宮城県に対しまして幾度となく働きかけをしてきたところでございます。宮城県仙台土木事務所からは、「間もなくしゅんせつに着手し、年度内には完了できる見通しになった」と回答を得ておりました。しかしながら、入札執行日である昨日、応札する業者がなく、残念ながら入札は中止となってしまったそうでございます。市といたしましては、引き続き早期に発注するよう働きかけてまいりたいと思います。

最後に、在宅避難者への支援についてでございますが、震災直後から被災者の皆様の各種支援を行ってまいりました。まず、健康面では津波被害があった八幡、桜木、大代地区に対して4月16日から5月12日の26日間、市の保健師や他県等の応援保健師等により家庭訪問を実施し、聞き取り調査を行い、それをもとに保健指導並びに福祉医療、介護等の情報提供を行ってまいりました。また、個別支援が必要な方には関係機関への連絡等を行いながら、継続支援ができるよう調整を図ってまいりました。

震災から6カ月を経過した現在、ニーズが変化していることは十分考えられますが、御指摘のような改めた調査に基づいた対応ではなくて、現在実施しているような個別の御相談に具体的に对应していくことが最も優先されることと考えております。つきましては、今のところ健康面については、改めての調査は考えておりません。

また、在宅避難者への暖房器具等支給のために支援物資提供を全国に呼びかけてはとのごでございますが、これまで地区の民生委員により在宅の被災者への生活物資等の配布を適時実施してまいりました。先ほどの柳原議員からの御質問にも回答しましたとおり、石油ファンヒーターも含め被災者が必要と思える支援物資につきましては、市ホームページにより全国に提供を呼びかけており、その状況にもよりますが、市役所北側の自転車置き場で週1回実施している支援物資配布により対応することといたしております。

以上でございます。

○議長（板橋恵一）

9番佐藤恵子議員。

○9番（佐藤恵子議員）

災害公営住宅は全壊の人は入れるということにしたいというお話でした。全壊でない方も仮設住宅には入っていますけれども、それなりの理由があって入っているわけですね。そういうところから言えば、全壊だけを対象にするという点ではもうちょっと考える余地があるのではないかと。手をつけるまでにはもうちょっと時間がありますので、皆さんが行き先に困らないような手配だけはきちんとしていくというフォローをかけていくことが大事なことだというふうに思います。その上で、用地を含めて建物を建てるとなると大きな規模になると思うのですが、手法についてはおっしゃりませんでしたから、いろんな手法があると、地元の建築業者も対象に含めてというようなお話ですのでその回答は尊重しておきますけれども、そういうところも含めて、しかし早く手をつけないと土地の問題もあったり何かすれば、ただでさえ狭い多賀城ですから、どういうふうに建てるのかとか、どの地域に建てるのか、どういう広さが必要なのかという点では本当に早く手をつけないと、動き出さないと間に合わないというふうに思うのです。ぜひかわり合う部署でプロジェクトチームなどもつくりながら、早目に立ち上げて早い検討に入るべきだというふうに思いますけれども、この点について御答弁をいただきたいと思います。

それから、2問目、15号の対策です。これは、決算の質疑でもちょっとお伺いをいたしていました。まだ相当未設置のポンプ場があったということがわかったこともショックでございました。そして、しかもそれがいつまでに完成するのかということがわからないという返事もショックでございました。これは一体どういうふうに解決していくのか、改めて御返事をお聞かせください。

それから、大代6丁目が23年度末には完成すると、ポンプも完成して側溝も含めてきれいになると受けとめてよろしいのか、御返事をお願いいたします。

それから、貞山堀のしゅんせつなんですけど、何で応札なかったというのは、何ですか、一体。首かしげられたら困るんです。値段が安かったのか、業者が力がないのか。それは県でやっぱり対応するところをもっと強行に頑張っていたらダメかと、先ほども質問で話しましたがけれども、「夕べ寝られなかった」というような声が電話で来るんです、じゃんじやんと。「何しているんだ」というようなお話になるんですが、ぜひ早くあの水の色を何とかしてほしい、においを何とかしてほしい、こういう思いでいるんですけれども、市長、もう一回御答弁をお願いします。なぜ入札する業者がなかったのかという点も含めて改めて御答弁ください。

それから、在宅避難者への支援については、在宅避難者の人たちがさっぱり支援を受けられなかったという思いは、市長、聞いていたと思うんですけども、聞いていなかったですか。聞いていただきたいなと思っているんです。本当に何も支援なかったんですよ、在宅で避難していた方たちは。2階で避難したり何かした人は。あるいは親戚の家に行ったりした人たちは。そういう方たちが何とか頑張って自分で努力して暑い中老夫婦二人で通って、家掃除して、そしてまずとりあえず落ちついたけれども、さて気がついたら冬に向かうと、ストーブもない、こたつもないと、今から買わなきゃねんだとこういうお話を聞かされました。まあ私は私のルートで何とか探してみちゃねという話をしましたけれども、多賀城市は大変インターネットが優秀な職員がいっぱいいて、ニュースをあちこちに発信していらっしゃる。そういう意味では、もう一回そこを頑張っているいろんなものを全国から送ってもらって、主にそういう要望も出してですよ、例えば具体的にこたつ欲しいとか毛布欲しいとか、そういうものを出して送っていただいて、そして手配をしてお配りするということにつながっていかないかなという思いで質問させていただいたんですけども、この点について御答弁をお願いいたします。

○議長（板橋恵一）

市長。

○市長（菊地健次郎）

一番最初の災害公営住宅関係ですけれども、全壊ということで全壊の方しか入れないというふうな話だったですけれども、二、三日前だったですかね、新聞ではみなし全壊もあるいは入れるというふうなことも政府の方では考えているというふうなことでございました。早く手をつけないといけないだろうと、そのとおりでございまして、今そういう意味ではこの対象者を中心に、私が答弁で申し上げましたように、意向調査等を行って、全壊が千六百何十件ありましたか、ですからそういう方々で災害公営住宅に入りたい方がどのくらいいるのかということの把握がまず大切じゃないかなというふうに思っていますので、それを早急に進めて対処の仕方を早急につけていきたいというふうに思います。

それから、15号の台風関連でございましてけれども、ポンプの設置等がまだわからないとか何か、それから貞山堀の早期しゅんせつの応札はなかったということに関して、ちょっと具体的なことを建設部長の方から答弁させますので、よろしくようお願い申し上げます。全く応札なかったなんていうのはとんでもない話でございまして、その気持ちはわかります。

それから、在宅避難者の関係でございましてけれども、何も支援がなかったという話でございしますが、何もなかったということはないですよ。いや、私も歩きました。というのは、歩いて例えば食料の支援等、ここにこういう方々が十何人いたかな、あそこの明月のところにもいましたし、桜木のところにもいました。それで、私、3カ所から4カ所ぐらい、その物資の支給等を早速やるように手配した経験もございまして、はっきり言いまして。私が歩いて歩いていろんなところを見て歩きましたから。ですから、何も支援がなかったと

というのは、これはちょっと私その言い方はちょっとおかしいんじゃないかなというふうに思いますよ、ええ。これは、当然応援すべきところには応援しなくちゃいけないというふうに思っております。在宅避難の状況を把握した上で、どんな対処の仕方があるか、あるいはその辺のこともできればわかり次第応援はしていきたいというふうに思っております。

私からは以上です。

○議長（板橋恵一）

建設部長。

○建設部長（佐藤昇市）

台風 15 号関係のポンプ場の設置の関係でございますけれども、実はこのたびの大震災で、質問の中にもありましたとおり、地盤沈下が発生しております。今、国の方で地盤沈下の調査をしているところでございますけれども、速報として入っている情報は、国道 45 号線の宮ステーキの前で約 12 センチ地盤沈下しているということです。その地盤の傾向は、どちらかという丘陵部よりは沿岸部の方が落ち込んでいるということです。その地盤沈下というのは、表面が沈下しているだけじゃなくて基礎、岩盤自体が沈下しているということで、例えば橋であったり建物であったり、基礎杭を打っていた構造物もそれなりに沈下しているということです。ということは、ポンプ場、それなりに固い岩盤の上に建っているポンプ場なんですけれども、それも沈下しているということが考えられます。こういったことも踏まえまして、一つはポンプ場で強制排水している系統と自然排水を予定している系統、それぞれ地盤沈下の量を完全に把握しないと、果たして今のポンプの性能でいいのか、自然排水で大丈夫なのかという確認をまずしなければならぬ。そういった確認もした上で、未整備の部分も含めて、何を一番最初にやっていかなければならないのかということを経営的に検討する必要があるというふうに考えております。

それから、6 丁目の関係ですけれども、6 丁目につきましては、暫定ポンプの復旧と同時に排水路の整備についてもあわせて実施していくことにしております。

貞山堀の何で応札がなかったということなんですけれども、これは海岸、港湾関係の仕事が今非常に立て込んでいて、なかなか業者の方で応札というか、札を入れる、忙しいのかなというふうなことで考えていますけれども、きのう入札だったものですから、詳しいことはちょっと仙台土木の方に確認して、どういうふうな解決策を考えているのか確認してみたいと思います。

○議長（板橋恵一）

9 番佐藤恵子議員。

○9 番（佐藤恵子議員）

プロジェクトチームをつくるという点ではお答えしてもらっていないよね。2 問目で聞いたんですけれども、再質問で。それ、まあ大体聞いたのかな。お話ししたのかな。とにかく改めてプロジェクトチームをつくるということについてお答えください。関連するところで、さまざまな角度から検討していくことが大事なことだというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

それから、地盤沈下も確かにあったということで、それらを考えて総合的な判断をして、もう一回ポンプのありようとか機能のアップとかを考えていかなければならないというこ

とですよ。また、あした、あさってあたり大雨が来るようです、天気予報を見ると。そうすると、本当に浸水地域はひやっとするんですね。また水が上がってくるんでないかというようなことでは大変でしょうけれども、一刻を争う仕事でもあるというふうに思うのです。それだけ大事な私たちの住居環境を守っているという下水道事業だというふうに思いますので、ぜひこれは忙しいとかお金もかかるし、いろんな意味で大変だというのはよくわかりますけれども、急いで検討して、安心して暮らせるようなそういう環境整備をしていくことが必要だというふうに思いますので、よろしく御答弁をお願いしたいと思います。

それから、大代6丁目は解決をするということでございますので、ぜひ早目に完成をさせていただきますというふうに思います。

それから、応札しなかった件では、なぜしなかったのかというのはやっぱり県をぎりぎり詰めて、値段安過ぎたんでないのかとか、業者に声かける範囲が狭かったのかどうかわかりませんが、多賀城仙塩下水道だけではありませんね、県の。ですから、いろいろあちこち、それもまた大変だと思うんですが、しかし住んでいる人たちが一番大変なわけですので、原因究明をしながら早く解決できるようによろしくをお願いをしたいというふうに思います。

それと、在宅避難者、市長は1回ももらえなかったというのは言い過ぎだというようなお話でしたけれども、1回や2回もただけでももらったうちに入らないんです。おにぎり1回配ってもらったり、シャツ1枚もただけでは配ったうちに入らないですよ。ちゃんとやっぱりきちっとその人の生活をトータルで見ながら、必要な物が届きますよというように働きかけることが、いただいたと、市からお世話になったという思いにつながっていくわけで、その人だって、私に何ももらっていないという人だって、あるいはおにぎりかシャツぐらいもらっているかもしれません。しかし、何もしてもらっていないという感想につながるというのは、市長、せっかくやったことが感謝されていないということなんです。やっぱりぜひ市民の皆さんに市から本当に大変なときに世話になったなというふうな思いになっていただけるようなそういう手配をしていくべきだというふうに思います。これからでも遅くはありません、挽回するのに。ですから、ぜひこれ全国的に呼びかけて必要なものを届けてほしいと、そういう声を出していくことが必要ではないでしょうか。そして、拠点拠点で大代地区公民館で配るとか、あるいは桜木の保育所のあたりで配るとか、そういう拠点拠点で配るようなそういう仕組みをつくっていくことが大事だというふうに思いますけれども、改めてこの点について御返事をお願いいたします。

○議長（板橋恵一）

市長。

○市長（菊地健次郎）

プロジェクト関係については、よく検討してできればつくるようにということで頑張っていきたいというふうに思います。

それから、貞山堀の原因究明等に関しましては、建設部長の方から答弁お願いいたしたいと思います。

在宅避難の関係は、いや、これは何も支援なかったという佐藤議員がおっしゃったので、私はそういうこともありましたよとただ一例を述べただけでございますので、御理解いただきたいと思います。全国に声をかけてということで、先ほども申し上げましたように、ホームページ等で働きかけはやっております。確かに拠点拠点でという意味合いもわかり

ました。そのようなことで図ってまいりたいというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（板橋惠一）

建設部長。

○建設部長（佐藤昇市）

雨水ポンプの関係の本格的な復旧には、それなりの時間がかかりますので、あすあさっての雨にはとても間に合いません。ですから、暫定の仮設のポンプ等に対応したいというふうに考えています。

それから、貞山堀のしゅんせつの関係につきましては、仙台土木の方に確認したいというふうに思います。

○議長（板橋惠一）

16 番昌浦泰己議員の登壇を許します。昌浦議員。

（16 番 昌浦泰己議員登壇）

○16 番（昌浦泰己議員）

私の質問は2点です。

最初の質問は、仮称第七小学校用地の利用についてであります。

西暦2011年、平成23年3月11日、午後2時46分、宮城県沖の日本海溝で史上空前のマグニチュード9.0の激震が発生しました。この地震でたちまち大規模な津波が北海道南部や三陸海岸、牡鹿半島、仙台湾一帯、福島県や茨城県、房総半島、神奈川県、そして静岡県と東日本の太平洋沿岸の大方を襲いました。津波の高さの最大は37メートルにも及びました。

本市も砂押川右岸地域で家屋、工場、商業施設、保育所、そして自動車と津波にのみ込まれて、188のとうとい人命が犠牲となりました。ここにお亡くなりになられた方々の御冥福をお祈り申し上げますとともに、被害に遭われた方々に心よりお見舞いを申し上げます。

震災後、早い時点から桜木地区や栄、宮内地区の住民の方とお会いして、いろいろなお話を聞きました。ほとんどの方が津波の難を辛うじて免れた方々でした。そして、異口同音に話されたのは、砂押川を越えて天真小学校や多賀城中学校に避難するのは遠過ぎる、せめて歩いて10分くらいの場所に今回の津波が来てもびくともしない、頑丈で一応避難所として設備の整った施設が欲しいということでした。

言われてみれば、市の施設は桜木保育所以外に何も無い平たんな地区です。せめて仮称第七小学校が建てられていて鉄筋2階建てであったなら、十分に避難が可能であったと考えられます。そして、2階避難民を含む自宅避難者も相当数減っていたとも考えられます。

市としては、（仮称）第七小学校用地を今後どのように活用されるのでしょうか。私は、多くの地域住民が望んでいる防災機能を有し、いざというときに地域住民が避難するのに適した施設の建設が望ましいと考えます。市は、そのような施設を建設する考えはありますか。

当該用地は、教育用財産として取得していると存じます。目的外使用となれば、極めて市としては不都合が生じることは承知の上です。それならば、いっそのこと天真小と八幡小学校に分かれている学区を編制し、第七小学校を建設し、それに防災機能を付し、後で述べる桜木保育所を併設すべきだと考えます。

(仮称)第七小学校用地に近隣する桜木保育所は、今回の津波を入れて3度冠水をしています。過日、保健福祉部長は、現在の位置に再び保育所を設置することが妥当かどうかとも検討の視野に入れている旨の発言をされました。確かに低地で水路があり、当該用地に建設すれば4度目の冠水もあり得ると存じますが、保育所が桜木地区にあるという利便性は捨てがたいと思います。桜木地区を外して他地区に建設をすれば、市全体の保育所配置上でも甚だバランスが悪いとも思います。

そこで、さきに質問として触れた防災機能を有する建物と併設して桜木保育所を再建してはどうでしょうか。もちろん設置に際しては、地盤のかさ上げなど十分な配慮の上での設置であることが前提であります。いざとなったら即避難できる施設との併設ほど安心な保育所はないと存じます。市としては、そのような考えはおありでしょうか。

2点目の質問は、情報発信策についてです。

3月11日午後2時46分、私は事務所でワープロのキーボードをたたいておりました。地震発生直後に電気がとまり、当然ワープロの画面も消えました。他県に住む私の親類や友人は、被害状況を知るために市のホームページを検索しましたが、わからなかったそうです。午後8時、横浜に住む弟と携帯電話で話をしましたが、弟の第一声は、何十回も私の携帯電話を呼び出してようやくつながったということでした。

さて、今回の質問に至ったのは、実は3月12日の昼に議会事務局にいたときに、事務局職員の「ワープロが使えず市のホームページでの情報伝達ができない」という一言でした。情報は、リアルタイムかつ正確に伝達されてこそ価値があります。3月13日の午後1時に仙台市在住の職員宅のワープロで市のホームページに必要な情報をアップしたと地域コミュニティー課長から説明がありました。約2日間にわたり本市からの情報発信がなされなかったわけです。この苦い経験から、市当局は46万7,000円の予算で衛星携帯電話1台を購入し、非常時に役立てようとしています。教訓を生かそうという素早い決断に敬意を表します。

本来なら、これで質問は終わりとなるわけですが、フェイルセーフ、あるいはフェールセーフという言葉があります。何らかの装置、システムにおいて誤操作、誤動作による障害が発生した場合、常に安全側に制御すること、またはそうなるような設計手法で信頼設計の一つのことをいう言葉でございます。これは、装置やシステムは必ず故障する、あるいはユーザーは必ず誤操作をするということを前提にしたものであります。

私は、緊急時の情報発信は二重三重の手段を講じなければならないと考えます。何らかのふぐあいで購入した衛星携帯電話が使用不能となった場合の策を講じておかなければ、本当の危機管理ではないと思います。

中国春秋戦国時代の思想家老子と同じく中国戦国時代宋の思想家荘子の言葉に「無用の用」という言葉があります。役に立たないように見えるものでも、かえって役に立つこともある。この世に無用の物は存在しないという教えです。例えとはちょっと意味合いが違うかもしれませんが、技術的に可能ならば、質問用紙に記載したように本市にゆかりのある関東近畿圏在住者に協力を願い、衛星携帯電話で連絡をとり、情報発信をするという安全策を講じておく必要があると存じますが、市当局のお考えはいかがでしょうか。

○議長（板橋惠一）

市長の答弁を求めます。

（市長 菊地健次郎登壇）

○市長（菊地健次郎）

昌浦議員の御質問にお答え申し上げます。

本市の震災復興計画の骨子では、千年規模の津波には逃げることを基本としていることから、事前の情報発信、避難路の確保、避難経路を示す標識の設置、避難ビルの確保が重要であるとしております。

このうち避難ビルについては、国の中央防災会議でも5分以内に避難できるよう目標を掲げ、本市においても同様の措置を講じてまいりたいと考えております。ただし、この避難ビルは民間の施設やほかの公共施設の協力を得ながら指定し、充足されない場合に新たに避難ビルを建設することを基本として設置位置の検討をしているところでございます。

さて、御提案にありました（仮称）第七小学校用地に避難施設を建築することについてありますが、起債の一括償還等といった財政面の課題があり、他の用途に使用することは極めて困難な状況であります。また、この地区の周辺には避難ビルとなり得る高層建物が存在し、特に近隣の国土交通省東北地方整備局東北技術事務所を避難所として活用できないか国に働きかけているところでもありますことから、これらの推移を見きわめながら避難ビルの指定や整備について検討してまいります。

次に、桜木保育所の（仮称）第七小学校用地への移転についてですが、当該保育所については、過去にも水害で2度床上浸水の被害を受け、今回は津波によりかつて経験したことがない床上2メートルの浸水被害を受けたという事実を重く受けとめなければならないと考えております。こうした浸水の危険性を考慮すれば、当該保育所の復旧に当たっては、保護者が安心して子供を預けられる環境を確保すること、つまり入所児童や職員が安全に保育所で日々の生活を過ごし、有事の際には施設自体が孤立することなく安全で確実に避難することができる環境を整備することが最も重要であると考えております。

しかしながら、前段の回答でも申し上げましたように、（仮称）第七小学校用地への移転は困難な状況にあり、また施設の安全面を考慮すれば現地での再建もできないのではないかと考えられます。

したがって、当該保育所の復旧につきましては、原形復旧が原則とされている中、現在県において移転・統合等の多様な復旧形態についても補助対象とするよう国に対して要望しているところでございますので、こうした方針が国から認められた段階で児童の安全が確保できる場所の選定を含め検討してまいりたいと考えております。

次に、情報発信策の御質問にお答え申し上げます。

御質問にあるとおり、今回の震災では電話回線のふくそうや基地局の被災により、情報発信を行うことが大変難しい状況にありました。先日の主要な施策の成果報告でも、地域コミュニティ課長が説明したとおり、そうした状況下でも可能な範囲で情報発信に努めたところですが、この反省を踏まえまして今回災害用衛星携帯電話10台を購入したところでございます。これにより、被災した場合には、友好都市など多賀城市にえにしのある自衛隊等に協力を依頼し、本市の状況や救援依頼などに関する情報発信ができるものと考えております。

さらには、今回の補正予算で御審議いただいたとおり、今後災害が発生しインターネットへの接続が不能となった場合でも、衛星回線を使用してホームページの更新やファクシミリの送信まで可能となる衛星携帯電話を配備することとしましたので、災害が発生した場合でも速やかな情報提供が可能になるものと考えております。

以上でございます。

○議長（板橋恵一）

16 番昌浦泰己議員。

○16 番（昌浦泰己議員）

1 点目なんですけれども、いわば県の方が国の方に保育所の移転統合等を復旧形態についていろいろと要望して、それが決まった段階で桜木保育所がどのような形になるのかということ、今御説明ありましたそれではそれでしょうがないのかなと思うんですけれども、まずもってちょっと順番が逆になりましたけれども、じゃ一体あの（仮称）第七小学校というのは、どうされるお考えなのかということと逆を聞きたくなっちゃいましたね。なぜかという宝の持ちぐさなんです。取得して恐らく起債をしてお金を払いながら取得費をお返ししているんじゃないかと容易に想像つくんですけれどもね。ただ原っぱにして、原っぱではないか。平たんなところに何も置かないでお金だけ払っているような土地が今のこの世の中で許されるのかなというのが逆な疑問をまず思ったんです。その辺、どういう方針であの用地を利用するのか。せっかくここには回答者市長とそれから教育長となっているんです。ですから、その辺あたり学校用地としてどういうふうに考えているのかとかも含めて、まずは（仮称）第七小用地をどういうふうに使うのかということとまずは御回答いただきたい。

それから、桜木保育所はともかくお子さんの人命の方が尊重しますから、もしあそこで無理なんだというのであればそれはしょうがないのかなと思いますが、かさ上げだのすれば何とかなるんじゃないかなと私は思うんです。それよりも何よりも地域の住民が要望しているあの避難所のような施設を当然備蓄も備えているようなところを考えてもらいたいものです。回答では国土交通省のいわゆる東北技術事務所ですか、あれ国の役所ですよ。もし避難施設として使えるめどが立ったならば、やっぱり避難民を受け入れた際のお世話をさせていただくということもきちんと約束してもらわなきゃだめだし、それから備蓄に関しては市が責任を持って国土交通省の方とお約束をして備蓄をしていくとか、そういう詰め作業もちゃんとなされるのかということも御回答いただきたいと思います。

それから、情報発信策、市長、フェイルセーフの考えはどうなのかというのを問うているものですから、その辺、御回答ないようなので改めて御回答ください。

○議長（板橋恵一）

市長。

○市長（菊地健次郎）

七小関係ですけれども、まず最初に。これは、借り入れしたのが平成 11 年 12 月に借り入れ始まったわけございまして、借入金が 5 億 7,000 万ほどでございます。最終は平成 36 年ということで、まだ半分ぐらいまでしか来ていないという状況ございまして、そのままにしておくことは非常に本当に大変なことだと思いますけれども、御存じのように少子高齢化ということもございまして、また一つ小学校を建てるということになるとこれは大変なことになるわけで、非常に戸惑いがあるというのは否めない事実だというふ

うに思っております。今のところ、これをどうこうするというのは、これは大変、もし何か別の用途に使うということになれば当然国としては許容してくれることはないというふうに思いますので、その辺ぜひ御理解をいただきたいというふうに思います。未償還元金はまたちょっと別だと、値段的には。ただ、あれは同じだね。償還期間は。ちょっと期間、あれだけ。お金の方はちょっと別です。ただ払いは最後は平成 36 年ごろというふうなことでございますから、御理解いただきたいと申します。

それから、国交省の方の関係の詰めでございますけれども、これは国交省の東北地方整備局にしょっちゅう行っているものですから、その辺は何とか詰めて、当然国としては避難所的な要素、そして復興計画の中でもいろんなところを今回改めて避難所にしていくというふうなことでございますから、国の方でも了解いただけるものというふうに思いますので、ぜひ私の方で頑張っていきたいというふうに思っております。

それから、3 番目が……。ちょっと 3 番目のやつは私、ちょっと聞いて半分ぐらいしかわからないところがあったので、ちょっと副市長から答弁させます。

○議長（板橋恵一）

副市長。

○副市長(兼)総務部長(兼)総務部次長（鈴木明広）

ただいま昌浦議員の方からフェイルセーフの話でございますけれども、インターネット接続についてはおっしゃるとおり二つの系統を考えております。一つは、通常の NTT 回線が切れた場合でも、通常は一般的には NTT 回線を使ってインターネットの接続をしますけれども、それが切れた場合には専用の衛星携帯を使ったシステムでインターネットを立ち上げる、それが二つ目になります。それから、もう一つは交通防災課で備えます通常のいわゆる会話式の衛星携帯になりますけれども、それを利用して友好都市の方に依頼をするという 3 段階で考えております。そういうことで考えております。

○議長（板橋恵一）

16 番昌浦泰己議員。

○16 番（昌浦泰己議員）

わかりました。フェイルセーフといいますか二重三重の措置はとっておくと。質問でも言ったように、迅速に的確な、迅速性が、そして即応的なことで情報を発信しなければ、地域コミュニティ課長もおっしゃっていたじゃないですか。全国から物すごくアクセス数がふえたと。やっぱり多賀城市に知人、友人あるいは身内がいる人はみんな心配してまずは見るとですよ。そのホームページが全然役に立たないのでは意味がないので、恐らく市と私と同じ考えで、私は質問し、市はいわゆる予算をつけたという。だから共通な考えを持っているので、これはカットしたいと思います。

それから、御答弁の中に逃げることで 5 分以内ということがあるんですよ。国土交通省のあの東北技術事務所だけで何人ぐらい逃げることになるのかな。5 分以上かかる人いっぱいいると思いますよ。だから、逆に言えばそういうふうに近隣の人たちを、極論を言えば 3 分ぐらいでみんな収容するような施設というものも市の方で御用意していただきたいと思うわけです。ソニーによく逃げ込んだ人の話を見聞きしたんですけども、確かに低層だけではなくてそれなりに高層の建物もあるんですけども、実は質問の冒頭に書いたある女性の、70 代の方ですけども、いいとこ歩いて 5 分だよと。それ以上になると大変なんだと。その間に津波にのまれてしまったらどうしたらいいんでしょうねと

か。その方は実は隣の家にお茶飲みしていて自分の家と 30 メートルしか離れていないところで 2 階に逃げて二日間ぐらい家に帰れなかった人なんです。間一髪助かったんですけども、もし何かあった場合は、やはり早目に逃げる、避難できる施設というものを多くつくっていただきたいという、市長もそういう話も恐らく聞かれなかったのかな。ですから、極力あの地域に関しては、東北地方整備局東北技術事務所以外にもいろいろなところにお声がけをして、引き出しを多くして、避難所というものを多くしていただきたいとかように思いますので、もう一度そこだけどういう方針なのかだけお聞かせいただけますか。

○議長（板橋恵一）

市長。

○市長（菊地健次郎）

当然、復旧・復興計画の中には 5 分以内に逃げられる場所をつくるというのが私も原則だということにはこれはわかっております。ですから、あそこは国交省の事務所があったからあそこもぜひということだったんですけども、当然少し遠くなるようなところには、あるいは個人のところをお借りするか、あるいは公のところに鉄骨でつくるかちょっとその辺はまだ定かではございませんが、5 分以内に逃げられるような、そして少し食料も備蓄できるような、そういうふうなものも各所に今回津波被害に遭ったところ各所につくっていきたいという気持ちに変わりはございませんので、御理解いただきたいと思います。

---

○議長（板橋恵一）

お諮りいたします。本日の会議はこの程度にとどめ、延会いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（板橋恵一）

御異議なしと認めます。よって、本日はこれにて延会することに決しました。

明日、明後日は休会といたします。

来る 10 月 17 日は午前 10 時から本会議を開きます。

本日はこれにて延会いたします。

御苦労さまでございました。

午後 3 時 27 分 延会

---

以上、地方自治法第 123 条第 2 項の規定によりここに署名する。

平成 23 年 10 月 14 日

議長 板橋 恵一

署名議員 阿部 正幸

同 根本 朝栄

